

議 事 日 程 第 2 号

令和7年2月27日(木) 午前10時開議

日程第1 代表質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員 (24名)

1番	佐野洋平	議員	2番	成澤和音	議員
3番	高橋千夏	議員	4番	関谷幸子	議員
5番	高橋英夫	議員	6番	高橋壽	議員
7番	小久保広信	議員	8番	影澤政夫	議員
9番	山村明	議員	10番	堤郁雄	議員
11番	植松美穂	議員	12番	古山悠生	議員
13番	島貫宏幸	議員	14番	木村芳浩	議員
15番	相田克平	議員	16番	遠藤隆一	議員
17番	太田克典	議員	18番	我妻徳雄	議員
19番	山田富佐子	議員	20番	佐藤弘司	議員
21番	鳥海隆太	議員	22番	島軒純一	議員
23番	齋藤千恵子	議員	24番	工藤正雄	議員

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 近藤洋介 総務部長 神保朋之

企画調整部長	遠藤直樹	市民環境部長	佐藤明彦
健康福祉部長	山口恵美子	産業部長	安部晃市
建設部長	吉田晋平	会計管理者	本間加代子
上下水道部長	安部道夫	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	和田晋	総務課長	高橋貞義
財政課長	土田淳	政策企画課長	伊藤尊史
教育長	佐藤哲	教育管理部長	森谷幸彦
教育指導部長	山口博	選挙管理委員会 委員長	玉橋博幸
選挙管理委員会 事務局長	竹田好秀	代表監査委員	志賀秀樹
監査委員 事務局長	鈴木雄樹	農業委員会会長	小関善隆
農業委員会 事務局長	柴倉和典		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗林美佐子	事務局次長	細谷晃
総務主査	飯澤倫代	議事調査主査	曾根浩司
主任	佐藤丈史		

午前10時00分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 代表質問

○相田克平議長 日程第1、代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一新会、21番鳥海隆太議員。

〔21番鳥海隆太議員登壇〕（拍手）

○21番（鳥海隆太議員） 皆様、おはようございます。一新会の鳥海隆太でございます。

会派を代表し、近藤市長の市政運営について代表質問を行いたいと思います。

本日の最初のテーマは、人口減少社会でも元気な米沢を目指してであります。

まず、その前に、昨年の代表質問の中で、元旦に発生した能登半島地震に触れさせていただきました。その中では、被災された方、亡くなられた方に対して哀悼の意を述べさせていただきました。その思いは今でも変わりません。

その後も豪雨災害が発生いたしました。被災地に追い打ちをかける状況となりました。避難生活を送っている皆様、復興に尽力している皆様、支援を行っている皆様に対し、一刻も早い復旧を心から御祈念いたします。

加えて、現在も災害は続いております。それは1月から続く降雪であります。能登半島はもちろんのこと、本市においても近年にない積雪が道路を狭隘にし、度重なる雪下ろし、家屋の埋没、作業中の事故、けが人や死傷者が増加するなど、もはや災害と言わざるを得ない状況であります。

国には特別交付税の早急な対応を、県にも同様

の支援を求めるとともに、市長におかれましては予算確保に向けた最大限の尽力をお願い申し上げたいところであります。

市民の皆様におきましては、家の雪かきや雪下ろしにおいて、くれぐれも事故のないような作業をお願いするとともに、市民サービスを最大限に活用していただくことをお願いいたします。

また、道路の除排雪の作業の皆様、行政関係者の皆様にも感謝の意を表すところであります。

さて、市長が初めて予算編成に取り組んでから1年がたとうとしております。今年の積雪は、本市の除雪費を過去最大の20億円まで膨らませようとしております。

我々一新会は、市民の生命と財産を守るための予算であれば惜しみなく使えと常々申し上げてきました。除雪費や消防費などは、まさにその予算なのであります。

本市においては、雪が宿命として受け入れられております。ただ受け入れるのではなく、市民が豊かな生活を送れるように知恵を絞るべきであります。

本市において重要な課題の一つと人口減少はつながりがあります。人口流出の要因は多岐にわたりますが、雪が降らなければ、いいまちという声が多いことも事実であります。逆に考えれば、雪に対する生活の負担を軽減することで、人口減少の抑制につながる可能性があるのではないのでしょうか。

そこで、まずお伺いしたいことは、人口減少対策としての交流人口、関係人口の拡大であります。

令和6年度の市政運営方針では、人、もの、お金が流出するまちという認識が示されております。人口減少への対応は急務とされております。市長も歯止めをかけたいとの決意を表明されておりました。

令和7年度の市政運営方針においても、少子化に伴い人口減少が深刻化している。今後10年以上は人口減少が続くとの認識であり、人口減少を危

機と捉えており、その危機はチャンスともおっしゃっております。

その認識の下、市政運営方針の中では、子育て、教育の実施を挙げております。子は国の宝、教育は国の礎というように、この施策は大切であります。

また、市民の所得が増える米沢の施策はどうでしょうか。確かに、所得が増えれば消費も増える。これが市内で循環すれば乗数効果が期待できる。いい循環になる。いい施策であります。

では、暮らしやすい米沢の施策はどうでしょうか。これは市民に近い直接的なサービスであります。乗合タクシーや医療を守り育てることは、財政支出が大きいにしても、市民にとって大変助かる施策であります。

この3つの重点施策は、いい施策であり、市長が認識の、危機への手当てであります。

危機をチャンスに変えていく施策としては、あえて空白にしているのか、触れていないのか、もう一步踏み出した施策が必要であります。それは交流人口、関係人口の拡大であります。

市民サービスの充実は重要であります。同時に、人、もの、お金を呼び込む施策を進めなければ根本的な解決にはなりません。

何度も言うようですが、市政運営方針では市民サービスの充実には言及があるものの、交流人口や関係人口の拡大に関する具体策が空白のように感じます。

市長公約の一丁目一番地は、学校給食の無償化であります。これは子育て世代の負担を軽減するという重要な施策であります。しかし、本市の未来を見据えたとき、危機をチャンスに変えるとき、一丁目一番地の施策は交流人口と関係人口の拡大ではないでしょうか。

私の最初の質問であります。人口減少対策の緊急性と、交流人口、関係人口の拡大であります。そこで、市長にお尋ねいたします。

第1点目ですが、交流人口や関係人口の

拡充について、市長はどのような認識をお持ちでしょうか。

交流人口や関係人口の拡大に取り組む自治体では、自らの強みと弱みを分析し、戦略的に計画を進めています。本市においても具体的な方策を講ずるべきであります。

第2点目ですが、ある都市では、観光、スポーツ、歴史、文化、芸術、研究会、また会議などを交流人口、関係人口の中心に据え、進めております。

本市においては、どの分野を中心に据え、交流人口や関係人口を増加させる方針でしょうか。

第3点目ですが、おいしい学校給食の専門部署は市民にとって大切であるということは理解いたします。同様に、空白の人口減少対策として、人的配置や専門部署の整備を行うべきではないでしょうか。

第4点目ですが、人口減少対策の財源確保のため、例えば宿泊税のような法定外目的税、これの導入を行ってはいかがでしょうか。そして、交流人口や関係人口の拡大に向けた施策の財源として活用すべきではないでしょうか。

本市の未来を担うために、人口減少に真剣に向き合い、具体的な対策を推進することを求めます。市長の考えをお聞かせください。

次に、市政運営方針の重点的な取組についてであります。重点的な取組を問うであります。

中高一貫校の設置についてであります。特に、その目的と本市における教育の現状、さらには統合中学校の進展についてであります。これからの教育制度において、中高一貫校が果たすべき役割について、考えを共有していきたいと思っております。

本市において、中学校統合事業が進行中であります。来年度には新設される南成中学校が、その合併を開始いたします。この新しい教育機関は、小中一貫教育の思想を基盤に、これからの教育の在り方を提案しようとしております。

この中で、中高一貫教育の制度が語られること

は非常に重要なことだと思います。なぜなら、中高一貫教育はいい制度であります。優れた制度だと思います。生徒に対して長期的な学習計画を提供し、その過程で学びを深め、効果的な仕組みを備えているからであります。

中高一貫校の目的は、単に進学率の向上や学力の向上にとどまらず、より広域で多様な教育の実現に寄与することにあると思います。具体的には、生徒の個性を尊重し、創造力や規範的思考力を育てる。さらには、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成することが求められております。それゆえ、設置を進める際には目的を明確にし、そこに至るまでの具体的な方法論をしっかりと立てる必要があります。

私が懸念していることは、地域における生徒数や学区設定、そして残された中学校の立場など、考慮しなければならない多くの課題がある点であります。例えば、圏域を市内に限るのか、2市2町まで含めるのか、これからの地域的な観点が生徒の多様性や教育の質にどのように影響するのか。さらに、既存の部活動や学校の文化をどう引き継ぐのかも重要な課題であります。

これらを踏まえた上で、令和7年度の市政運営方針において、中高一貫教育を進めるという意味が示されていることは大変重要だと思います。その方針が具体的にどう実現され、何を指すのかを伺いたいのであります。

まず第1に、県立中高一貫校の設置に際して、進学率の向上を目的とするのか、学力の向上を目的とするのか、目的が何であるのか、お尋ねいたします。

次に、中高一貫教育校の設置に伴い、本市における小中一貫教育との整合性についてであります。中学校統合後の学区や生徒数が今後の教育の在り方にどのような影響を及ぼすと考えているのか。また、市の方針に従ってどのように対処していくおつもりなのか、具体的な取組をお聞かせいただきたい。

このように、教育制度の改革や新しい取組は地域社会全体に影響を与える重要な事項であります。ですから、私たちは従来の枠組みにとらわれず、未来志向で教育を捉え直し、柔軟に対応していくことが求められております。生徒一人一人の成長と、その将来を見据えた教育制度の確立に向けて、今後の教育に関する御意見や、市の方針に対する詳細な説明をいただけることを心より期待しております。

次に、学童無償化の整合性を問うであります。

本市における放課後児童クラブ、共働き世帯をはじめとする保護者が仕事を終えるまでの間、児童を安全に預かる重要な役割を果たしております。この制度は、家庭の事情により放課後の子供の居場所を必要とする家庭にとっては大きな支援となっております。行政も、家賃補助、運営に関する補助を通じて、この制度を支えていることは評価に値いたします。

しかしながら、放課後児童クラブの利用は小学校1年生から6年生の児童全てが対象となるわけではありません。保護者や祖父母が家庭で面倒を見ているケース、またスポーツクラブや学習塾などへ通うケース、経済的な事情から利用を控えている家庭もあるかもしれません。このように、利用しない、できない児童もおります。

こうした状況の中で、放課後児童クラブの利用料を無償化するに当たり、その制度設計をどのように行うのかについては、多くの市民が関心を持っているところであります。

現在の制度では、家賃補助や運営に関する補助といった形で行政の財政支援が行われておりますが、利用児童が限られている中で、無償化の方針をどのように整理し、整合性を確保していくのか問われております。無償化の対象をどの範囲にするのか、また、それによる利用者の増加や施設のキャパシティの問題にも対応が求められるわけであります。現行の支援とどのように整合性を取っていくのか、明確な方針が必要であると考

えます。

また、財源の確保についても大きな課題となります。国や県の財政状況は限られております。本市においても、基金繰入れに頼る状況が続いております。放課後児童クラブの無償化に伴い、新たな財政負担が生じることは明らかで、その財源をどのように確保するのかが極めて重要であります。

今後、補助をどのように引き出すのか、あるいは市独自の財源確保策をどのように講じるのかについても、具体的な見解を示していただきたいと考えております。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

無償化を進めるに当たり、現行の家賃補助や運営に関する補助との整合性をどのように整理するのか。また、全児童が利用しているわけではない状況の中で公平性をどのように担保するのか、お示してください。

また、財源の手当てについて、国や県からの補助金の見直しを含め、市としてどのように確保していくのか、具体的な方針をお知らせいただきたい。

本市の子育て支援策が持続可能であり、全ての家庭にとって公平かつ有意義なものとなるよう慎重な検討を求めるとともに、明確な答弁をお願いいたします。

次の質問は、米沢市における地域医療の確保、特に小児科、耳鼻咽喉科、泌尿器科の誘致戦略についてであります。

本市の医療体制を整えることは、市民にとって非常に重要な課題であり、医師の確保は欠かせない要素であります。しかし、昨今の医師不足の問題を考慮すると、ただお金を伴う誘致だけでは、本当の意味で地域医療の充実にはつながらないのではないかと心配しております。

現在の状況は、診療所開設支援補助金を制定しました。これはすばらしい取組です。しかしながら、同じ制度の近隣自治体では3,000万円の誘致

補助を用意しているところがあります。我が米沢市では1,000万円と、かなりの差があります。近隣だけではなく、あまたの自治体がそのようなことであります。

このような状況の下、果たして医師を誘致することができるのでしょうか。確かに、短期的には金銭的な支援が医師を呼び寄せる要素になり得るという意見もあります。しかし、この資力で医師を釣り上げる方法は、長い目で見ると非常に危険な戦略であります。資力で呼び寄せた医師は同様に去っていく可能性も大いに考えられる。つまり、お金をもって医師を集めることは、結果として、その医師が米沢に根づくことを保証するわけではないのであります。

そこで、私たちは本当に医師を長く米沢にとどめておくために別のアプローチを考える必要があるのではないかと思います。具体的には、米沢の地域資源やコミュニティの魅力を最大限に引き出した誘致戦略が重要だと考えております。地域の歴史、文化、自然環境、そして地元の人々との絆を生かし、米沢が好きだと思えるような環境を整えることが肝要であります。そのためには、市民や医療関係者との対話を重ね、地域づくりを進めることが大切だと思います。

結論として、金銭的な誘致補助を上乗せするだけの戦略では、根本的な問題を解決するものではなく、むしろ一時的な解決で終わります。本市はこの機会に医師誘致の戦略を見直し、米沢の魅力を再発見、再構築するために、新たな戦略、市民から医師情報などの収集を協力してもらえよう戦略、このような戦略を打ち出していくべきと思うのですが、いかがでしょうか。

確かに、行政としては金銭的なものだけではないと申すかもしれません。大学の医局や知人にお願いしている。このように申すかもしれません。そのように理解していますが、もっと積極的に進んでいかなければいけないということでもあります。制度をつくったというところに安住をしては

いけない。このように思う次第であります。

次に申し上げたいことは、雪国の豊かな市街地の形成という、市民福祉の増進を目指せということです。

都市計画は本来、市民の暮らしを豊かにするために制定されるべきものであり、特に豪雪地帯である本市においては、雪対策を十分に考慮した市街地形成が求められております。中でも、街路事業は、市民の生活を支える最も基本的なインフラであり、最大の福祉でもあります。しかしながら、本市においては必要な施策が十分に講じられているとは言い難い状況であります。さらに、街路事業においては、単なるインフラ整備にとどまらず、地域の魅力を高める重要な施策の一つであります。

隣接する自治体では近年、積極的な街路事業により町並みの雰囲気向上し、市民の生活が改善された事例も多く見られるのであります。

では、本市はここ30年間、何をしていたのでありましょうか。都市計画図に線を引き直すのみで、具体的な進捗は見られませんでした。このような状況が続く中、市民が安心して暮らせるまちづくりの理念はどこへ消えたのでありましょうか。街路事業が単なる絵に描いた餅ではなく、実現可能な施策として機能しなければいけません。資金的な制約を理由に事業推進を停滞させるのであるなら、それは市民に対して無責任な態度と言わざるを得ません。

市民に豊かな市街地の形成を、夢を示しながら、実際には何の施策も進められていない。この現状をどう認識しているのか、市の見解を伺いたいのであります。

そこで、お尋ねいたします。本市はどのように豊かな市街地形成を進めるのかであります。

本市の都市計画の進め方についてであります。現在の都市計画において具体的な施策の進捗はどの程度か。また、計画実現に向けた財源確保の方策はどのように検討されているのか。また、豪

雪地帯を考慮し特化した街路事業の計画の必要性であります。本市の街路事業は豪雪地帯としての特性を十分に考慮した計画になっているのか。また、冬季の安全確保や交通利便性向上のための施策はどのように計画されているのか。

最後に、都市計画の見直しや新たな計画の追加についてであります。現行の都市計画に対する見直しの予定はあるのか。また、具体的にどのエリアで新たな整備が計画される可能性があるのかであります。

本市の都市計画や街路事業が市民の生活をよりよいものにするために機能しているかどうか、現状を明確にし、今後の方針を示すことが私は求められていると思います。単なる計画にとどまらず、具体的な施策を伴う都市計画を推進するため、市の取組について明確な回答を求めます。

次に、公共インフラサービスを維持でき、市民負担の少ない行政運営を目指すべきであります。

近年の公共インフラの維持とその運営に関してであります。これは非常に厳しい状況が続いております。

中でも、特に下水道事業については、使用料収入では賄えず、維持管理のために他会計からの繰入れが必要な状況となっております。その額は6億円に達していると思います。また、下水道料金が18%もの値上げが予定されているということです。さらには、数年後には現状の料金では運営が困難となり、再度18%の料金改定が必要となってくる状況であります。また、その数年後も同じ状況という試算が当局より示されております。

このような状態が続く中で、現行の料金改定だけでは根本的な解決にはつながらず、むしろ将来的な市民負担が一層大きくなってしまっておそれがあります。最終的には、インフラの維持が困難となり、市民サービスに支障を来すことすら懸念される状況であります。

そこで、下水道事業の維持可能性を確保するた

めに、抜本的な改革と長期的な視点での対応が求められます。単なる料金改定に頼ることなく、持続可能な運営体制を確立することが急務であります。今後数年の見通しを含め、持続的な運営に向けた方策を検討すべきであります。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。今後どのように下水道事業を維持していくのかであります。

第1点目であります。処理施設や処理設備、また、その処理方法の見直しをすべきではないかということであります。下水道を維持可能な形で運営するためには、施設、設備の老朽化を進行させることなく、長期的な視点での更新、保守を行う必要があります。現状の処理施設や設備が十分に機能しているか、または効率的な運営ができていないかについて、現状分析と見直しを行い、必要に応じて新技術の導入やダウンサイジングの視点も検討すべきであります。将来的な料金改定の抑制が期待されます。

次に、事業範囲の縮小、拡大、また広域化の事業展開の見直しをすべきではないかということあります。

現在の下水道サービスが、地域に適した形で提供されているのかを再評価し、広域化や事業範囲の拡大についても検討すべきです。広域化を進めることで、効率化やコスト削減が図られるとともに、将来へ向けた維持管理費用の分担が適正化される可能性があります。逆に、一部地域で過剰なサービスが提供されている場合には、事業範囲の縮小を検討することも選択の一つだと思われま

す。また、接続率のさらなる向上などの検討をすべきではないでしょうか。接続率の向上も下水道事業を持続可能にするための重要な課題です。未接続の地域に対しては普及促進策を強化し、接続率の向上を図る必要があります。接続率が向上することで収入の増加が見込め、料金の安定化にも寄与いたします。また、住民への啓発活動やインセ

ンティブの提供など柔軟な対応を考慮すべきであります。未接続地域を減らし、効率的なサービスの提供を実現することが、最終的に市民負担の軽減につながると考えております。

最後に、ここが重要であります。抜本的な見直しをしないと維持できない状況に陥るので、早急な検討会議を結成すべきであります。最も重要なことは、根本的な見直しをしなければ下水道事業の持続が不可能になるという現実です。現状を放置すれば、さらに厳しい財政負担が市民にのしかかり、最終的には市民サービスの質の低下を招くこととなります。

したがって、早急に検討会議を設立し、下水道事業の今後について真剣に議論をすべきであります。この会議で議論を行い、可能な限り多角的な視点で持続可能な運営を模索すべきであります。

下水道事業の持続可能性を確保するためには、料金改定だけでは不十分であり、長期的な視点での計画、対応が求められております。これからの行政運営において、市民負担を最小限に抑え、かつ安定した公共サービスを提供するためには、抜本的な見直しと慎重な検討が不可欠であります。

これは今回、下水道事業だけを取り上げさせていただきましたが、下水道事業だけではありません。水道もそうであります。特別会計、企業会計全体においてもそうであります。他会計繰入れを行っている事業については全てそうだという認識を持っていただきたい。このように思います。今後の議論に期待し、早期の対応を強く求めるところであります。

次の質問であります。人を育てる人事こそが市政発展につながるであります。

今まで申し上げてきたことは、全て行うのは人であります。人は石垣、人は城という言葉があるように、人は大切であります。本市の人事制度に関して質問させていただきます。

行政運営において、市民の利益の最大化、福祉

の向上は最も重要な課題であります。その実現のためには、制度の整備のみならず、それを運用する職員一人一人の能力が極めて重要な要素を占めることは言うまでもありません。すなわち、行政の質は職員の資質と能力によって大きく左右されるのであります。

そのような中、本市の人事制度においては、定期的な人事異動が行われております。職員が専門知識を深め、市民との対話を重ね、業務に精通した頃に異動が行われることが一般的であります。しかしながら、このような頻繁な異動が果たして市民にとって利益となるのか、また行政の効率的な運営に資するものなのか、大いに疑問を感じざるを得ません。

本市においても、職員の能力を最大限に引き出し、市民の期待に応えるには適材適所の人事が求められております。

では、現在の頻繁な人事異動が果たして適材適所の配置になっているのでしょうか。まず、人事異動のない行政運営を目指すべきではないかという視点について考えてみたいと思います。

職員の能力向上には、日々の努力、市民との継続的な対話が不可欠であります。しかしながら、せっかく業務に精通し、専門知識を蓄えた職員が異動によって別の部署へ転属されることがほとんどであります。これでは職員の能力向上が進むどころか、ゼロからの学び直しを繰り返すことになり、結果的に行政の質の低下を招きかねません。また、職員自身のやる気を損なう要因にもなり得ます。

異動によって、それまで積み上げた知識や経験が生かされず、新たな業務に対応するために再び時間と労力を要する。これでは職員のモチベーションをそぐだけではなく、人材への投資、コストの面から考えても非常に非効率であると言わざるを得ません。なぜこのような非効率な制度が続いているのでありましょくか。職員に知識を蓄えさせることが行政にとって不都合なのでしょう

か。それとも、異動を繰り返さないと昇給できない制度になっているのでしょうか。本市の人事制度の在り方について、抜本的な見直しが必要ではないかと考えております。

そこで、以下の提案を申し上げます。

第1点目であります。簡単に異動を行う人事制度の意味は何かであります。

従来の人事制度では、水はとどまれば濁るとの考え方が根底にあるのかもしれませんが。従来の、しかしながら同じ部署でとどまることが、すなわち悪であるという時代錯誤的な管理手法では、現代に求められる論理的な人事管理は不可能であります。むしろ業務の専門性を高め、継続的な関与によって市民との信頼関係を構築することが重要ではないでしょうか。

第2点目であります。人事制度の先進的な見直しの必要性であります。

現在の異動制度を見直し、特定の分野における専門性を高めるプロフェッショナル型人事制度の導入を検討すべきであります。例えば、福祉、教育、産業、建設などの専門的な分野において、その分野に精通する人材を育成する仕組みを構築すれば、行政サービスの質の向上につながると思われます。

第3点目であります。管理手法や評価基準の再構築であります。

管理者による職員の評価は、業務のパフォーマンスや計測可能な指標に基づいた透明性の高いもの、最終的には本人の希望や意欲を尊重する形で人事を行うべきであります。意欲を持った職員が専門性を発揮しやすい環境を整えれば、結果的に市民にとっても大きな利益となるはずであります。

以上の提案を踏まえ、本市の人事制度の見直しについて、具体的な検討を強く求めるところであります。

本市の発展、市民の福祉向上のためには、職員一人一人が専門性を高め、やる気を持って業務に

取り組める環境が不可欠であります。そのためには、人事異動の在り方を抜本的に見直し、職員的能力向上を支援する制度の確立が必要であります。

本市の未来を見据え、効率的で市民のためになる人事制度構築に向け、真剣に議論を進めることを強く最後に求め、私の質問を終わります。

○相田克平議長 答弁を求めます。近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 鳥海議員の御質問にお答えいたします。

私からは、大項目1の人口減少社会においても元気な米沢を目指してについてお答えいたします。

初めに、交流人口や関係人口の拡充、拡大の認識についてですが、日本全体で少子化が急速に進行する中で、東京への人口流出も再び加速し、本市を含む多くの地方都市が急激な人口減少に直面しています。既に親となる世代の人口減少が進展していますので、他地域からの大幅な人口流入がなければ、米沢の少子化は確実に進行いたします。しかし、だからといって手をこまねいては、10年後、20年後の姿は今の推計よりも確実にさらに悪化します。

この状況を回避するため、私は好循環の米沢を掲げました。子供たちを健やかに育てられる環境の下で、子育て世代をはじめとする働き手が集まり、人々が集まることで産業や経済が活性化して、市民の所得が増える。所得が増えることで、税収も増えて、そのお金を誰もが安心して住み続けられる環境の整備に活用し、さらに人々が集うという好循環のまちづくりを進める。それが好循環の米沢であります。

議員御指摘のとおり、雪対策や学校給食の完全無償化、乗合タクシーなどは市民サービスの充実であります。同時に、人を呼び込む政策でもあります。現に本市に住んでいる人々が幸福でなければ、外から人は来ない。交流も広がりません。「子

育て・教育の米沢の実現」、「稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢の実現」、「誰もが暮らしやすい米沢の実現」、この3つの柱を循環させ、まちづくりを行っていくことにより市民の幸福度を上げ、社会の構造を変え、長期的には人口減少社会からの転換を図る。これが私の目指すところでもあります。

同時に、議員御指摘のとおり、米沢の価値を上げつつ、交流人口や関係人口を拡充、拡大することは、他の地域からの資本の流入が期待されるなど、人口が減少する本市の活力を維持、さらに発展させるために必要不可欠であり、重要な取組であると認識しております。

次に、今後の進め方として、それでは本市は何を中心に据えて、交流・関係人口の拡大を図っていくのかについてであります。本市の交流人口を拡大するためには、本市が有する歴史、文化、自然といった魅力的な地域資源を生かしながら様々な取組を進めることが重要であると考えております。特に、これらの視点を活用した観光施策を進めていく必要が極めて重要と認識しています。

また、関係人口を拡大するための取組としては、ふるさと納税制度が重要であります。今年度、強化した体制の下で、生産者等の理解を得ながら返礼品の充実を図り、他地域の方々に米沢のよい産品を知っていただく機会を増やしていきたいと考えています。

さらに、山形大学、米沢栄養大学といった大学、米沢に立地する県外企業、取引先企業も交流人口、関係人口を増やす意味で大きな役割を果たします。来年度から着手する新たな産業団地は、こうした人口の拡大にも大きく寄与すると考えております。技術開発、また研究拠点をづくり、交流人口を増やしてまいりたい。このように思います。

地域資源の磨き上げとともに、効果的な情報発信も重要であります。観光やふるさと納税におけるそれぞれのプロモーション活動を充実させる

とともに、シティプロモーションによって個別施策の後押しをしながら、交流・関係人口の拡大へとつなげてまいります。

次に、人口減少に対して人的配置や専門部署を整備し対策を行うべきであるについてであります。本市におきまして人口減少に対する施策は、先ほど申し上げたように、極めて重要です。人口減少問題は、その課題の多様性から、様々な方向からのアプローチが必要であり、対策についても組織間の連携が必要であります。したがって、総合的に自治体が注力していくべき課題であります。

本市としては、市の内部リソースを最大限に活用し、専門部署の新設をあえて行わずに、専門・効果的な対策を実施することを目指しております。

人口減少に取り組んでいくという共通認識を全ての部署が持ち、幅広い部局が横断的に連携しつつ、かつ、その専門性を生かしながら対応していく仕組みづくりを進めてまいります。

全庁的に意識を共有するため、私が市長に就任して以降は、月2回開く幹部会、庁議の場で、その月の本市の出生数と婚姻数の最新データを示し、お互い議論するようにしております。幹部全員が共通の認識、危機感を持つことで、少子化と向き合っております。こうした仕組みが新たな組織をつくるコストや時間を省き、現行の組織を強めながら相乗効果をもたらして、実質的な効果、対策につながるものと確信いたします。

次に、法定外目的税の導入についてであります。宿泊税をはじめとする法定外目的税については自主財源の一つとして、他の自治体においても導入が進んでいる状況であります。

新たな税を導入する場合には、何に課税するのか、経済活動に与える影響はどの程度であるか、徴収方法や手続はどうするのかなど詳細な検討が必要です。そのためには、まずそれらの施策を担当する部署において、先進自治体の事例調査を

はじめ様々な課題を整理、研究するところから始めたいと考えております。

なお、宿泊税につきましては、昨年12月の定例会でも鳥海議員から御質問を受けたところであります。その際は、様々なメリット、デメリットがあり、本市においては慎重に検討する必要があることから、先行している自治体の事例を調査し、関係者からの意見の聞き取りなども行いながら研究してまいりたいと答弁しておりました。

現在、既に東北地方でも宮城県や仙台市が導入を決め、弘前市も条例案を提出予定と聞いております。ほかに、秋田市、盛岡市など検討を進める自治体が増えており、宿泊税導入の動きが広がる見通しであります。

持続可能な観光地域づくりのため、本市でも財源の確保は急務であり、財源の在り方について、市民も含めた様々なステークホルダー、関係者で議論を深めることが重要と考えておりますので、導入の可能性、また、その具体策、時期等について、まさに真剣に調査等を進めてまいりたい。このように考えます。

続いて、大項目2の市政運営方針の重点的な取組についてのうち、放課後児童クラブ利用料の無償化の整合性を問うについてと、誰もが暮らしやすい米沢の実現、医師確保についての戦略を問うについてお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブ利用料の無償化の整合性を問うについてですが、放課後児童クラブ利用料の無償化については、好循環の米沢を目指すための柱の一つである子育て・教育の米沢の実現に向けた大きな政策であります。

子育て世代を経済的に支援することは、本市の未来をつくるかけがえのない存在である子供たちを地域全体で支えるための取組と捉えています。

また、子育てをしている方がストレスなく子育てができ、子供たちが家庭環境にかかわらず大切にされる社会を目指し、子育て世代が安心して子

育てができるまちづくりを進めていくためにも重要な取組であります。

放課後児童クラブで実施している放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している児童の保護者が労働等により昼間、家庭にいない者に、授業の終了後に適切な学びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業であり、保護者の方々の就労や疾病、障がいなどの事由により児童の保育の必要性が認められることが利用の要件となっております。

子育てと仕事の両立支援の充実を図ることは大変重要なことであり、働く保護者にとって放課後児童クラブは、保育が必要な児童の放課後の安全安心な居場所であり、その運営に公費が2分の1とされていることを考えれば、行政の果たすべき役割は非常に大きいものと考えています。

今年度実施した第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査において、放課後児童クラブを利用している子供は複数回答で46.9%でありましたが、放課後児童クラブを利用しない理由についての問いでは、「利用したいが利用料が高い」との回答が13.1%でした。保育を必要とする状況にあっても、金銭的な理由により利用することに困難さを抱える世帯があることを把握しているところであります。

ニーズ調査の結果では、本市の母親の約9割が就労しており、共働き世帯が多い本市においては、保育を必要とする子供も多い状況であります。

放課後児童クラブ利用料の無償化により、放課後児童クラブを現に利用している保護者の経済的負担を軽減するだけでなく、潜在的ニーズを含めた保育を必要とする保護者への支援の拡充が図られるものと考えております。

利用料の無償化の継続的な実施に当たっては、新たな財源が当然必要になります。放課後児童クラブの利用について、潜在的なニーズを加味した上で様々な課題を整理し、実施主体とも十分な協議、調整を行いながら、次期まちづくり総合計画

の策定の過程において議論、検討し、計画的に推進していきたいと考えております。

次に、誰もが暮らしやすい米沢の実現、医師確保に向けての戦略を問うについてですが、本市では議員御指摘のとおり、ここ数年の間、市内の診療所の閉院が相次ぎ、医師の承継問題が顕在化しております。この開業医の確保が喫緊の課題と捉え、新たに開業する際の動機づけとなるよう、昨年5月に小児科医を対象とした米沢市診療所開設支援補助金を、医師会の御要請もあり創設したところであります。

山形県内の自治体では初の試みであり、新年度はさらに対象診療科を拡大する考えです。

全国的にも医師の偏在が大きな問題となっている中で、国は医師の確保については、議員御指摘のとおり、経済的インセンティブなど1つの取組だけではなく、地域の医療機関の支え合いの仕組みなど、様々な対策を組み合わせた総合的な対策が必要であるという考えを示しております。

本市としても、補助金制度だけでなく、議員お述べのように、地縁や人の縁を活用するなど、様々な医師確保対策を展開する必要があると強く感じているところであります。

そのために、今年の補助金制度創設以降、市の取組としては様々なPR活動を行ってまいりました。また、米沢市医師会においては、様々な機会を通じてのPRをはじめ、山形大学医学部の置賜地域出身者の会合に参加して、米沢での開業を呼びかけていただいたり、お知り合いの医師の方々への情報提供をしていただくなど、様々な御協力をいただいております。

現在、市だけでなく、医師会や関係機関、県とも連携して取組を進めているところであります。

このように、本市における地域医療体制の強みは、医師会、歯科医師会、そして薬剤師会と米沢市行政との協力体制、支え合いの仕組みが強固なことであると認識しております。

これに加えて、今3月定例会に地域医療を守り

育てる条例案を提出しております。この条例により、市民を含め全ての関係者が協力して地域医療を守るという意識を共有し、地域一丸となって取り組む機運を高めてまいればと、このように思っています。

このような取組を本市のプラスイメージと捉え、補助金のPRと併せて広く紹介していくことも必要であると考えます。

さらに、本市を開業の地として選んでいただくためには、将来における人口動態などを見越した事業の採算性だけでなく、生活する上での住環境、特に冬季の雪対策、交通機関や買物の利便性、まちのにぎわい、教育環境の充実、すなわち、まちとしての総合的な魅力が大変重要であると考えています。

中でも、教育環境の充実は重要であります。一般的には、医師は自身の子弟への教育環境、地域の学力水準に非常に高い関心を持っているとされており、中高一貫学校の設置による教育水準の引上げは、米沢出身の医学部進学者の増加にもつながり、大きな意味を持つと考えます。

好循環の米沢へ、誰もが暮らしやすいまちを目指して、さらに本市の魅力をアップさせ、そして補助金制度による経済的インセンティブが加わり、開業に結びつけられればと考えているところであります。

続いて、大項目3、雪国の豊かな市街地の形成という市民福祉の増進を目指せのうち、今ある都市計画をどのように進めていくのか、都市計画の見直し等はあるのかについてお答えいたします。

都市計画につきましては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、道路や公園などの都市計画の整備及び市街地開発事業に関する計画であります。その実現に向けては、具体的な期限は定められてはいないものの、特に都市施設の整備や市街地開発事業については、基本的に実現することを前提とした重要な計画であるものと考えております。

その上で、本市における、特に都市計画道路の整備状況であります。山形県全体の整備率の平均が約61%となっているところ、本市では約42%にとどまり、県内でも下位に位置しております。

また、未整備路線の多くが都市計画決定をしてから長期にわたって未着手の状況であり、実現を前提とした計画であるにもかかわらず、その達成には程遠い状況にあると認識しているところであります。

議員御指摘のとおり、言わば失われた30年と言われても仕方がない状況だったと、このように私自身は感じているところであります。

しかしながら、都市計画道路につきましては、ようやく動き始めたプロジェクトもございます。現在、万世橋成島線及び石垣町塩井線の整備について、県との連携により、早期着工に向けて着実に取組が開始、推進されている状況であります。具体的には、山形県におきまして、来年度に実施を予定する万世橋成島線の道路測量設計等に向け取組を進めている状況であります。本市としても、県と足並みをそろえ、石垣町塩井線の整備に向けた取組を推進していきます。

今後につきましては、両路線の進捗等を見据えつつ、長期未着手となっている道路の見直しの必要性や整備の優先度について判断しながら、都市計画の実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、大項目4、公共インフラとサービスを維持でき市民負担の少ない行政運営を目指すべきである。今後どのように維持していくのかのうち、総論については私から、各論については上下水道部長がお答えいたします。

公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の約18%の引上げ改定を3月定例会においてお諮りするわけですが、今後も適正な下水道使用料の在り方について、継続的に検討していく必要があると考えております。

下水道事業は、議員御指摘のとおり、利用者負

担であります使用料と、公費負担であります一般会計からの繰入金の両輪で運営していかねばなりません。したがって、常に事業の検証を行いながら、経営改善につながる、あらゆる方策を検討し、市民の皆様が安心して下水道を使用し続けることができるよう経営してまいります。

また、昨今の下水道管に関連する事故報道を見ましても、公共インフラである下水道の維持管理の重要性を強く感じるところであります。耐用年数到達を待たずに更新が必要となることも想定し、施設の維持管理については、定期的な点検の実施及びその結果を踏まえた更新、修繕等をしつかりと対応してまいります。

最後に、大項目5、人を育てる人事こそが市政発展につながる。人事異動のない行政運営を目指すべきではないかについてお答えいたします。

初めに、人事異動制度の意味に関する御質問であります。本市では人事異動を重要な人材育成手段と捉えております。人事異動の目的は多岐にわたりますが、一例を挙げますと、職員の能力開発、職場の活性化、業務の属人化の排除などがございます。

具体的に申しますと、まず能力開発の観点からは、異なる部署や職務を経験させることで、職員が多方面の知識やスキルを習得し、個々の職務能力を向上させることができます。

次に、職場の活性化の観点であります。新しい職員が加わることで職場の雰囲気が変わり、新たなアイデアが生まれます。

そして、業務の属人化の排除であります。特定の職務が特定の職員に依存しないようにすることで、人材を育て、常に組織として安定した危機に強い業務運営が可能となります。

これらの目的から、本市の人事戦略は、人材の確保、そして人材の開発、人材の活用、そして人材の評価のサイクルに基づいており、ジョブローテーションを取り入れております。これにより職員の視野を広げ、幅広い経験を積ませることがで

き、最終的には市民のサービス向上に資するものと考えております。

次に、人事異動を行うことでのデメリットを踏まえた人事制度の見直しに関する御質問であります。議員に過去も御指摘いただきましたとおり、異動によってそれまでの業務で積み重ねた知識が一時的に活用されなくなるということもあり得ると思います。しかし、過去の経験により得られた一般的な業務遂行能力やマネジメント能力はリセットされることはありません。むしろ、これらの能力は人事異動を通じてさらに磨かれ、異動先の職場でも生かされると考えているところであります。

また、確かに経験豊かな職員が異動することで一時的に業務の遂行が滞る可能性もありますが、業務のマニュアル化や組織全体でのバックアップ体制を整えることで、これらのデメリットを回避しているところであります。むしろ新しい視点を取り入れることで、業務の改善、効率化が図られると期待しているところであります。

特に、時代の変化、また先が読みにくい現代社会において、市の業務でも過去にとらわれない改善は非常に重要であります。人事異動は改善を促すと考えているところであります。

次に、計測可能な指標等を基にした人事管理手法の構築と、本人の希望や、やる気を尊重した人事に関する御質問であります。私どもも職員個人の希望や、やる気を尊重することも非常に重要であると考えております。職員が自分の能力や意欲を最大限に発揮できる職務に就くことは、個人の成長のみならず、組織全体の成長にも寄与します。

そのための人事管理の手法としての職員の評価についてであります。本市では地方公務員法の規定に沿った人事評価を行っておるところであります。簡単に流れを申し上げますと、5月から6月まで期首面談を行い、職員とその上司で市の方針、組織目標、期待する能力等の確認を行い、

その後、4月から12月までの間を評価期間として、職員の能力、業績について、職員自身の振り返りと自己評価及び上司による客観的評価を行っているところであります。さらに、1月下旬から2月上旬に行う期末面談の場で評価結果の職員へのフィードバックとして、評価の説明、必要な助言、指導を行っております。これにより職員の成長を促しているものであります。

また、人事評価とは別に、本市では自己申告制度を設けており、職員の異動に当たっての希望や自身が考える職務への適性、配置に当たっての配慮を希望すること等を記載した自己申告書の提出を毎年度、職員に求めているところであります。そして、提出された自己申告書により職員の意向を把握し、人事異動に可能な限り反映できるよう努めているところであります。

確かに、全ての職員を希望どおり異動することは現実的には難しい部分もございます。異動が職員にとって一時的に意に沿わない結果となり、モチベーションが低下する可能性もございますが、その際は管理職との面談などを通じて、職員本人に期待される役割や意義を伝え、モチベーションの向上に努めているところであります。

また、働きやすい環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの取組やハラスメント防止の取組を促進し、メンタルヘルス対策を行いつつ、職員の心身の健康にも総務部を中心に力を入れているところであります。

最後になりますが、これまで申し上げてきた理由から、計画的な異動は職員個々の成長だけではなく、市の組織全体が成長するための必要な政策であると私自身も考えているところであります。ひいては本市の利益、市民福祉の増進につながるものと認識しております。

鳥海議員がおっしゃるとおり、私も、人は石垣、人は城、情けは味方、あだは敵なり。全く同じ認識であります。もとより完全な制度というものはないわけであります。鳥海議員が御指摘した異動

のない人事制度というものも確かに一理あると私自身は感ずるところであります。現在の米沢市の現状を考える限り、先ほど申し上げたような人事政策を進めさせていただきたい。このように考えているところであります。

また今後も必要に応じて様々な御提言をいただければ幸いです。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上です。

○相田克平議長 答弁の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

午前11時17分 休 憩

午前11時27分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。答弁を求めます。佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、2、市政運営方針の重点的な取組についての（1）教育について、中高一貫教育校の目的は何かについてお答えいたします。

初めに、市政運営方針で述べられている県立中高一貫教育校では何を目的としているのかについてですが、平成21年6月に県教育委員会より出された山形県中高一貫教育校設置構想に、中高一貫教育校の目的は、6年間の計画的、継続的な教育活動により生徒一人一人の個性を伸長するとともに、優れた才能の発見をより可能とすることと示されております。

本市としましても、中学校と高校の6年間で教育する中高一貫教育校では、幅広い年齢集団の中での豊かな体験や教育活動を通して、従来の教育では伸ばし切れない生徒の能力や個性、創造性などを存分に伸ばすことができるものと考えてお

ります。

次に、県立中高一貫教育校の本市への設置についての取組と本市の小中一貫教育を考えた中学校統合再編の学区や生徒数など整合性はどのように考えているかについてですが、子供たちや保護者のニーズに応えられるようにすることは市の務めであり、子供たちにとって選択の幅が広がることはチャンスであると捉えております。

少子化傾向に歯止めがかからない状況下で、年々減少している出生数などを踏まえ、昨年度、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の見直しを行ったところです。

今後、1つの小学校から1つの中学校へ進む環境が整うことにより、小中一貫教育をより具体的に進めてまいります。

また、本市に県立の中学校が設置された場合も含め、今後は適正配置という視点から、子供の数だけではなく、中学校の通学区域の範囲も勘案しながら、中学校の在り方を慎重に考えることが必要であると考えております。

県立の中高一貫教育校は、議員お述べのとおり、中学校から高校までの一貫した教育プログラムによる教育課程を創設するといった点に特色があるものと考えており、選択肢の多様化といった面も有していると考えておりますので、本市の小中学校の在り方を定める適正規模・適正配置等基本計画と県の中高一貫教育校の存在は相反するものではなく、それぞれの特性に応じて機能分化でき得るものと考えております。

本市の中学校は、あくまでも本市内の地区により学区を設定することになりますが、県立の中学校は、その学区を県内全域としておりますので、仮に本市のいずれの場所に設置された場合であっても、整合性といった問題は生じることはないものと考えます。

また、県立中学校の定員が未定である上に、入学の際には適性検査を受けることが前提となると考えられますので、本市に居住する子供たちが

どの程度通学するかは今の段階では分からないところです。

そうしたことから、直ちに本市の適正規模・適正配置への影響はあるとは言えないものと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、3、雪国の豊かな市街地の形成という市民福祉の増進を目指せのうち、豪雪地帯に特化した計画にすべきではないかとの御質問にお答えいたします。

豪雪地帯に特化した計画について、雪国に対応するため、堆雪帯を設け、道路を幅員化するといった考え方についてであります。都市計画道路の幅員構成につきましては、国が定める道路構造令に基づき設定することとされており、計画交通量や沿道条件など一定の要件の範囲内での幅員構成となります。

この要件設定においては、課題整理を行いながら、できる限り堆雪帯を確保し、雪国でもしっかり機能する道路幅員構成を定めることが基本となるものと考えております。

本市においても、現在決定されている都市計画道路の幅員構成につきましては、決定時期が古いものですと、その当時の道路構造令の基準を採用しており、現在の基準に当てはめた場合、一概には言えませんが、幅員構成が狭い路線もあるものと認識しております。

なお、都市計画につきましては、市長の答弁でもありましたとおり、基本的には実現することを前提とした計画であり、都市計画道路につきましては、整備の必要性や実現の可能性を十分踏まえた上で、豪雪地帯における今後の在り方などをマスタープランの見直しの中で、その方向性について検討してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部上下水道部長。

〔安部道夫上下水道部長登壇〕

○安部道夫上下水道部長 私からは、4、公共インフラとサービスを持続でき市民負担の少ない行政運営を目指すべき。今後どう維持していくのかの各論についてお答えいたします。

まず1番目、下水道の処理施設や処理設備、また、その処理方法の見直しをすべきではないかについてですが、公共下水道の終末処理場である米沢浄水管理センターは昭和61年の供用開始から38年が経過しており、施設、設備の経年劣化が進行していることから、令和2年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、改築工事を実施しているところです。

近年は、人口減少等の理由で処理場に流入する汚水量が減少していくことが予想されることから、既存施設の一部のみを改築し、処理能力をスケールダウンすることで、工事費及び維持管理費の削減を行っております。

また、機器の更新時には汚泥処理方法の見直しを行い、発生廃棄物の削減や効率のいい運轉方法の導入による施設の規模縮小、余剰エネルギーの電力転化などを行ってきました。現在も、水処理施設の改築において、エネルギー効率のより高い設備を選定しているところです。今後につきましても、継続して効率的かつ適正な処理に努めていきたいと考えております。

次に、2番目、公共下水道事業の範囲などの縮小、拡大、広域化の事業展開の見直しをすべきではないかにつきましては、本市では定期的に事業計画において、計画区域、処理水量、施設能力を見直しております。

昨年6月には米沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正を行い、公共下水道事業の排水区域面積を削減し、範囲を縮小しております。

維持管理費用のコストが年々増大することが想定されている中で、効率的かつ持続可能な公共下水道事業を継続していく必要があるため、大規模

な開発等を除いては、公共下水道事業の事業範囲は今後縮小する方向で考えております。

公共下水道事業の広域化に関しては、令和7年4月に、し尿受入施設の供用を開始する予定であり、このことにより、し尿等処理事業の運営経費の削減が図られ、下水道終末処理場としてもスケールメリットによる処理の効率化や余剰施設の有効活用を図っていききたいと考えております。

一方、東南置賜2市2町の公共下水道事業の広域化に関しては、山形県管理の流域下水道の終末処理施設である置賜浄化センターが南陽市内にありますが、米沢浄水管理センターよりも処理能力が低いため、加えて立地している標高が低いことから、下水処理の広域化を実施するには、置賜浄化センターから汚水をポンプアップし、米沢浄水管理センターで処理をする必要があります。下水道管の埋設等の費用と維持管理費を考えますと、多くの課題があり、現時点では、現状の処理体制を維持しつつ、必要な改築を行っていくことが最適であるものと考えております。

次に、③接続率のさらなる向上などの検討をすべきではないかについてですが、令和6年3月31日現在の公共下水道の接続率、いわゆる水洗化率は88.2%にとどまっており、類似団体平均の92.9%と比べても低い値となっております。

人口減少や高齢化の影響により接続率の向上が見込めない現状ではありますが、下水道処理区域内において、くみ取りトイレが設けられている場合は、供用開始後3年以内に水洗トイレに改造しなければならないとされておりますので、早期の下水道接続を呼びかけてまいります。

また、下水道普及促進補助金交付制度や融資あっせん利子補給制度を継続しながら、今後も下水道への切替えが促進されるよう努めてまいります。

令和6年1月に下水道利用可能な地域の下水道未接続の1,000世帯を対象にアンケート調査を実施いたしました。その中で回答があった371世帯

のうち、「今後の下水道の接続予定について」の問いに対し、「接続の予定はない」とする世帯が89%に上る結果となりました。また、「接続しない理由」の問いに対し、「資金がない」が41%、「支障を感じない」が25%、「高齢である」が13%、「後継ぎがない」が9%となっており、「新たな支援制度の内容によっては接続を検討するか」の問いに対しては、「検討する」が37%という結果でした。

これらのことから、支援制度の見直しについても今後検討していく必要があると考えております。

次に、④抜本的な見直しのために早急な検討会議を結成すべきではないかについてですが、下水道事業経営戦略の見直しを行うため、令和7年度の早期に部内検討会議を開催する予定としております。

国においても、水道事業及び下水道事業を取り巻く社会、経済状況の変化や自然災害等への対応の必要性等を踏まえ、上下水道事業の持続性を確保するため、令和2年度に引き続き、上下水道の経営基盤強化や今後の上下水道政策の基本的な在り方について議論がなされており、令和7年6月には国土交通省が所管する「上下水道政策の基本的なあり方検討会」から中間取りまとめが提出される予定であります。

このような流れがあることから、本市の下水道事業の方向性について大きく路線変更が迫られることを想定し、下水道ストックマネジメント計画や生活排水処理基本計画などの個別計画を踏まえ、10年後、20年後を見据えた下水道事業の在り方及び経営について検討してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番(鳥海隆太議員) 御答弁いただきまして、大変ありがとうございます。

まず第1に、人口減少社会に向けて、元気な米沢を目指せということでもあります。答弁をいただ

きましたが、やはり元気な米沢をつくるためには、いろいろな要素が欠かせない。これは分かっていることでもあります。しかしながら、この内部だけを整備すればいいのかと、市民サービスだけを整備すればいいのかと、それで元気な米沢を目指していけるのかということなのです。私はそこだけではなくて、やはり重要なことは、活気が生まれる、外からも人がやってくる、そのような活気をつくる、市内で演出をしていくと、このようなことが私は大切だと申し上げたわけです。

その部分を、給食の話もさせていただきましたが、同じように重要と捉えて、専門的な、本当にそれに特化したような、突き進んでいけるような課、部署を設置すべきではないかと申し上げているのです。

おいしい給食推進室がこれからできますけれども、これと同等の位置づけなのではないでしょうか。壇上でも申し上げましたが、内的な部分の施策と、やはり外に向かっていくような施策、両方を一緒に進めていかないと、片方だけでは進まないのではないですかという部分を私は危惧しております。

そういう部分でも、まず組織においては、そういう専門的なところを考えられてはどうかということなのですが、その辺は市長がおっしゃるように、市の部署全体で総合的に当たっていくから専門的なものは要らないという考えは変わりないのでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。鳥海議員おっしゃるとおり、学校給食については今度4月から、教育委員会の中で学校給食共同調理場準備室というものがあつたわけですが、改めまして、おいしい給食推進室ということで、やはり名は体を表しますから、おいしい給食を進めるんだということで明確に位置づけて、新体制で取り組んでまいります。

今、議員から御指摘の、活気をつける。その活

気という意味は、交流人口と関係人口の拡大ということ为例にされたわけですが、では具体的にそのときに、もちろん交流人口を拡大するためには幾つかの施策を、やはり柱が、さっき私は観光であったり、もう一つはふるさと納税であったり、もう一つは、例えば大学であったり、研究機関でもあります。大学というものは、山形大学はほとんどが県外からの生徒ですから、そういう意味では関係人口の宝庫なわけでありませけれども、研究機関であったり、または企業であったりと、こういったものも大事だということで、それぞれ政策を申し上げました。

あとは、企業という意味では産業団地なども一つの交流人口の拠点になり得るようにしなければいけないという意識で進めたいと思うのですが、そう考えると、この今3つ、かなりそれぞれのテーマなので、これを統べる部署というとなかなか大変だと。一つは、例えば何かもう一つ具体的なプランがあって、活気というときに、例えば都市計画、駅前の活気を取り戻そうということのプランの中での、何か室をつくらうということであれば、またそれはそれでつくりようがあるのかもしれないのですけれども、議員のおっしゃった関係人口、交流人口という非常に大きなテーマで、数人の室ではとても手に余るのではという気が私は今の時点ではしているのです。

重大がゆえに、これはだから、もしやるとしたら、それこそ政策企画課になるのかどうなのか、そういったクラスの部署でないとなかなか大き過ぎて大変だということも正直な気持ちでございます。ただ、それだけ大事なテーマであり、専門で考える人間がいなければ駄目だという問題意識はよく理解いたします。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） ありがとうございます。専門部署というところなのですが、確かに人を配置して、実際に動かしていく。これは理想の形ではありますが、その前にもやはり市として、市

長としての意気込みを表すという旗の振り方、これが必要なのではないのでしょうか。

先ほど、おいしい学校給食の話を取り上げさせていただきました。市長の公約の一丁目一番地であるということも申し上げました。そのように意気込みを入れていただきたい。やはり人口減少というものは、どうにもならない流れであるかもしれないけれども、これをそのまま見過ごすのではなくて、やはり一丁目一番地のようなことで当たっていかないと、これは他市に遅れを取ってしまうと。遅れが、ただの遅れではなくて、やはり本市の衰退を招きかねないような遅れを私は取ってしまうのではないかと危惧しております。

ですから、意気込みというか、姿勢を示すものにおいても、やはりそういった何らかの形で、やっているというようなこと、また中身についても何か特化したような形で戦略的に考えていかなければ、今後の計画に出てくるのかも分かりませんが、そのように私はどこかでしっかりと示していくべきだと思いますが、そのような考えというか、進めていかれることをやはり表していただきたいのです。やはり本市全体においても重要なことはすごく分かっている。ただ、市を、行政を見たときに、そういったことで動いている形跡は見られないと思うわけでありませ。それを表していただきたいということが一つと、今、市長が何か挙げられました。教育の点でも挙げられました。関係人口にも寄与するというように挙げられました。その挙げられたもの、幅広いということもおっしゃりました。

だからこそ、私は法定外目的税のようなものを取り入れるべきではないのですかということなのです。いやいや、そんな小さなお金を取ってもしょうがないから、国からもらって手当てしたほうが早いと、そういうように間違いなくもらってくるもの、補助、交付税が来るような部分があればそうかもしれないけれども、それが必ず来ると

も限らないわけですし、しっかりといつでも自分たちで手当てできるような、そういったものをさらに基金化して、本市で保管しておくべきではないですかと代表質問の中で申し上げているわけでありますので、法定外目的税についても検討はしているということなのかどうかなのですけれども、もっとスピード感を持って進めていただかなければいけないのではないかと思いますので、その辺については、この2点はいかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 まず最初に、法定外目的税、宿泊税の件であります。私は基本的な考え方として、やはり自主財源は非常に重要だと思います。鳥海議員御指摘のとおりだと思います。

国から交付税なり補助金を取ってこいという議論もあると思うのですけれども、やはりそれはあくまで、どうしても補助金とか交付金というのが国の意思というのでしょうか、そういうスペックがあるわけで、それにどうしても市側は合わせなければいけない。どうしてもそこは必ずしも市の実態にはそぐわないケースが往々にしてあります。

いろいろな交付金とかを取ったはいいいけれども、では5年ぐらいしてみたら大して役に立っていなかったと、そういう失敗例が世の中にはあまたあるわけです。

それよりは、やはり自分の自主財源を取って、そして実態に即した使い方をするというお金は規模の大小にかかわらず非常に重要だと、このように私は認識しております。

したがって、法定外目的税、具体的には宿泊税については、まさに、かつては自治省、総務省が、自治体が税金をつくるとなると、これは全く許さないという感覚だったわけですけれども、最近は随分雲行きが変わってきたと、このような気がしておりますので、そういうことも踏まえて、ですから各自自治体が今真剣に研究していると、こういうことであろうかと思えます。

我々米沢市もそういう意味では、山形県内においては、山形市ほど大きなお客様は来ませんが、例えば米沢駅は山形駅に次いで乗降率ナンバーツーでございますから、やはりそこは先ほど申し上げたように、真剣に研究するという価値は十分ある話でして、そういう形でこれから取り組んでまいりたい。このように思っております。

それと、前段の話でございましたが、具体的に交流人口、拡大人口を増やすための何か柱が必要ではないかということでございます。この辺について、意識としては十分分かりますので、大事な課題だと思っておりますので、総合計画の策定を現在しているわけであります。令和8年から始まる総合計画が、いよいよ来年度において実施計画も含めてつくられてまいりますので、その中で交流人口、関係人口の拡大に向けて、こういった具体策をやっていくということを出し出すことができればと、このように思っておりますので、また、その中で必要なものを出すべきかと、こういう問題意識は表明させていただきたい。また、いろいろ御指導、御提案いただければありがたいと思えます。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番(鳥海隆太議員) ありがとうございます。組織、看板を上げるべきだということは、ぜひどこかで検討をいただきたいと思えます。

法定外目的税であります。市長のただいまの認識のとおり、米沢駅の乗降客、あそこを通るお客は非常に多いわけです。私の言っている法定外目的税の対象者は観光客に限るということを行っているわけではないのです。米沢に出張なり何らかで来る方も全て考えた上での人数であります。そうすると、どのように計算されたか分からないですけれども、相当な金額が米沢市に落ちてくるわけであります。

それを原資にして、やはり今まで言ったような部分のところの整備に使っていく。これは私は理にかなっているし、今、交流人口、関係人口で必

死に走っているところは、そういうものを片手に、アイテムにしながら走っているわけでありませう。実際、効果も出ているというところでありませうし、基金化もしながら行っているというところでもありますので、ぜひこれは検討以上の検討をしていただきたいと。それも早くやらないと、米沢市の今後を考えたときに、やはり早く手を打ったほうが私はいいと思ひますので、お願いしたいと、検討以上の検討をしていただきたいと思ひます。

次に、まず都市計画でありますが、都市計画はほとんど三十数年動いていないわけです。動いたものは、都市計画図の線だけ動いたと。もしかすると、この線すらも動いていないという状況で来たわけです。

都市計画の大きな目的が何かというと、豊かな市民生活、そういった環境を整備することを目的としている上で都市計画をつくるわけでありませう。

ただ、つくっておきながら、その実行をしないというのは、私が壇上で申し上げたように、絵に描いた餅ではないかと。見せておいて、食べぬ餅では腹いっぱいにならないと。それが行政の態度としていいのかということをお願いしました。

建設部長の答弁では、計画を見直す時期に検討もしていきたいと。これは私は早急にやっていただきたいと。都市計画検討委員会が年に1回開かれるのか、2回開かれるのか、2年に1回なのかは分からないのですけれども、そのように早急に私は対応を考えるべきだと。

そして、近隣の自治体は先にやっているのです。街路事業をどんどん進めています。市長も御存じだと思ひますけれども、街路事業の進んだところはどうかと考へ、今日も新聞に載っていましたけれども、その状況を見たときに、整備されたところがどうなったかというのは一目瞭然のわけです。明るい開放的な雰囲気になった。人が集まるようになったと。そういった手法で非常に有効だと。また、市で投資するわけですから、そ

の投資も循環してくるということでありませうし、私は壇上でも申し上げましたが、乗数効果も出てくる可能性が非常に高い。投資したものは再投資しないと、なかなかまちとして成り立っていかない、人の生活として成り立っていかないという、これは基本原則がありますから、これは必ず再投資は向くはずでありませう。

そういう意味においても、早く見直しをしていただきたいと、このように思ひわけですが、建設部長にはそういった早急な対応をお願いしたい。建設部長、今のうちをお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 都市計画の在り方につきましては、先ほど鳥海議員からあつたとおりです。確かに土地利用につきましては、線を引いて、色染めをしてきて、規制誘導などもさせていただいたわけでありませうが、具体的な都市計画道路であったり、そういった事業が30年来されてこなかったということにつきましては、やはり担当部長としても正しい方向ではなかったと思ひているところでありませう。

そのようなことから、やはり道路の効果というのは、安全な交通を確保するというのではなくて、御紹介のあつたとおり、様々な効果があるということをお願いしておりますので、都市計画マスタープラン、令和2年から令和22年までの計画とはなっております。基本的には令和12年の中間年次に見直すということになってございませうし、それを包含しております市街地の中での立地適正化計画というものにつきましても5年に一度評価しながら見直しなどもしていくということになっておりますので、そういったところに絡めながら、その必要性もしっかり検討して、見直しに着手してまいりたいと考へております。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） 非常に大切だと思ひますので、この都市計画というものは、都市計画の一

番の華は街路事業かもしれませんが、また区画整理事業などであれば大きい事業になりますし、やはりまちを形成するにおいて非常に重要だと、一番私は重要だと思うわけであります。

建設部長も答弁でおっしゃったように、規格が変わっている。そういうところも確かにある。昨今の雪です。そういった線を引いたところは、果たして雪に対応できるような幅員かどうか。道路の造り方なのかどうか。私はここが大切だと思うのです。雪というものは、恐らく米沢でやむことはないだろうと思っているのです。そうなれば、やはりそこに注力すべきだと。まずは人が、市民の皆さんが安全で住みやすい、通行しやすいような計画をつくるべきだと。これが市民に対しての私は誠意だと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 先ほども壇上で、都市計画道路の幅員構成の考え方につきましては述べさせていただきましたとおりでございます。都市計画を決定して、古いものではもう30年以上経過している部分もございます。そういった中で、旧道路構造令で規定しているものもございますので、事業の実施段階となった場合については、今の基準に基づいて変更しながら、よりよいものにしていくということが都市計画だと思っておりますので、そういった方向でも見直しを含めて考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） 私は一つ御指摘というか、提案といいますか、十分に吉田部長は分かっていることだと思うのですが、この都市計画、今、社会問題にもなっている空き家対策、こういったものにも非常に私は有効だと考えているのです。空き家が非常に密集しているところもあります。これを都市計画の手法を使って整備していく。そういうことも考えられたときもありました。私は、これからより一層そういうところ

も増えていくし、街路事業をするときに、道路沿いの空き家などは非常に有効に整備できるのではないかと、このようにも考えております。

こういった観点でも都市計画を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 市街地の中で、特に空き家などが発生している部分につきましては、やはり狭隘であって、その後なかなか土地利用ができないという部分が多いような状況になってございます。

そういった意味でも、都市計画道路があって、そこからつながるような大きな道路、市道を整備することによって土地利用が可能になるという意味では、都市計画というものは非常に重要でございます。区画整理事業であったり、再開発事業という大きな事業もありますが、そういったものに至らなくても、手前の段階で、そういう面的な部分の手法もございまして、そういったところは事業手法の中でしっかり考えながら、今後まちづくりをしてみたいと考えております。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） しっかりと進めていただければと思いますし、またどこかの時点で確認ができればとも思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

やはり公共インフラというものは大切です、大切どころの話ではなくて、市民の生命線と言えるものでもあります。その中の一つとして、下水道を捉えさせていただきました。確かに、やっていっちゃうことはやっていっちゃう。それはよく分かっています。しかし、そのまま同じことを繰り返していても、私が質問で申し上げたように、18%の値上げが5年ごとに襲ってくる。これは出された資料でも明らかなわけですが。18%の値上げがほぼ5年ごとにやってくる。5年後、10年後、15年後、20年後。10年後でもいいし、15年後、最終的には幾らまで料金が上がってしまうの

か。このような状況が、その最先端が下水道の事業ですということなのです。上水道も、ほかの事業も確かにそうなのですが、なおかつ他会計繰入れもなっているわけです。このような状況というものもう長くは、私は続くはずがないし、このような方法をずっとやっていくことは市民に対しても不誠実だと、このように思わざるを得ない。

だから、私はいろんな方法を挙げました。それを早く部署内でもいいし、どういう枠組みでも結構なので、検討する会を早く立ち上げてくれと。これはあしたにでも立ち上げて、検討に入ってほしいと。そうでないと、5年後、10年後、もしかすると、その手前でなるかもしれない、値上げが。値上げ、値上げ、値上げと。負のスパイラルに陥ってしまう。この可能性が本市の事業の中では非常に高い確率だと思うわけで、早く検討会をつくって、専門的な会で集まっても、専門者が集まってもいいし、有識者が集まってもいいし、そういった会は早くつくるべきではないかと申し上げております。一刻も早い設立をお願いしたいと思います。

○相田克平議長 安部上下水道部長。

○安部道夫上下水道部長 議員が危惧されていることについては、私も、やはりこの職に就いてから、大きな危惧といたしましうか、将来の不安というものを感じているところでございます。

先ほど、答弁の中でも申し上げましたが、国でもやはりそういった抜本的な考え方というものについて検討しているということもあります。そういったものも踏まえながら、早急に論点整理も含めて取り組めるように準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○21番（鳥海隆太議員） 本当にこれは早くやらないと駄目だと、このように申し上げます。

それと、市長、人事異動の件であります。説明、答弁をいただきました。なぜ行うかという理由を

聞くと、半分は市の都合で行うということでありました。私は、市民への利益、そういったことを考えたら、やはり専門的な知識を持った人がそこにいたほうが、より一層の詳しい、例えば説明だとか、対処方法だとか、行政手続とか、こういったものが、サービスができる。そういった観点において、やはり人事異動というものはいかがだろうか。まして職員の側に立ってみても、非常に心的ストレスの多い異動はいかがなのだろうという点なのです。しかし、受けた答弁は、やはり市側の都合というものが半分を占めたのではないかと思います。

これを、もっと市民の利益に立ったとか、働く職員の部分に立った観点でも、私は考えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。やはり各自治体であれ民間企業であれ、基本は人が全てだと、こういうことだと思っています。いい人材を育てることが市民のサービスの向上につながる。こういうことでもありますので、人材を育てるための道筋というものは非常に大事な話だと思っています。

いろいろな御意見があると思います。ただ、やはり基本的には、特に課長になる前は複数の部署を経験してスキルを身につけてもらいたい。私も多少、短いサラリーマン生活でしたけれども、変わるは大変ですが、それによって、やはり1段階も2段階も本人は経験を積んでまいりますから、最終的には本人のためになり、そして、そのことは市民のためになるということで制度をつくっていきたいと思います。

結論から言うと、やはり人事制度、完全はありませんから、いろいろな御提案を受けながら改善を重ねていきたいと、このように思います。

○相田克平議長 以上で一新会、21番鳥海隆太議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休 憩

午後 1時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に進みます。

至誠会、12番古山悠生議員。

〔12番古山悠生議員登壇〕（拍手）

○12番（古山悠生議員） 至誠会の古山です。

我々至誠会は、相田克平議長、木村芳浩議員、島貫宏幸議員、植松美穂議員、そして私、古山悠生の5人で活動しています。

我々の会派名にもある「至誠」は、誠実な心や真心といった意味がありますが、今回は会派を代表し、私から市政への思いを込め、質問と提案をさせていただきたいと思います。

さて、近藤市長が就任し、約1年2か月が経過しました。これまで好循環の米沢を掲げ、市政運営に取り組みられてきましたが、今年度は小中学校の学校給食の無償化を実施するなどの成果を上げてきた一方で、20億円を目指したふるさと応援寄附金は未達成に終わるなど、課題も残る1年であったと思います。

また、昨年の米沢市の出生者数は358人と過去最少となるなど、少子化が急速に、そして確実に進んでいます。近藤市長の言葉をお借りすれば、まさに危機の時代を迎えています。少子化を食い止め、米沢市が、人、もの、お金が集まるまちにするためには険しい道のりであり、近藤市長の双肩にかかる責任は大変大きなものであると思います。

そうした中で、先頃議会に示された令和7年度の当初予算は506億4,000万円と過去最大となり、その分、市民の期待も大きく、また行政や議会の責任も大きいと感じています。

来年度の本市の進むべき方向性を示した市政運

営方針の中で3つの重点的な取組が示されていますが、今回はこの3つの取組に沿って質問していきたいと思います。

まず初めに、子育て・教育の米沢の実現についてお伺いいたします。

市政運営方針には、放課後児童クラブの無償化に向けた制度設計を行うとありますが、放課後児童クラブの無償化は、おととしの市長選挙での公約の一つであり、今年度は無償化に向けた検討が行われ、来年度は制度設計を行うとの一歩進んだ表現になっています。

そこで、今年度どのような検討が行われてきたのか。無償化となれば、これまで利用してこなかった児童の利用が増えることが予想されますが、具体的にどれくらいの利用者数や予算を想定しているのか、お伺いいたします。

また、現在でさえ放課後児童クラブの施設や職員の方々がフル稼働している状況の中で、利用者が増えた場合、対応することが可能なのか、市長にお伺いいたします。

次に、部活動の地域移行についてお伺いいたします。

令和8年度からの中学校の部活動の地域移行に向け、今年度から実証実験が行われておりますが、具体的にどのような検証がされたのでしょうか。

また、学校教育の中で行われている部活動を地域に移行することで、指導者の謝礼など家庭への負担は生じるのか、お伺いいたします。

さらに、経済的な負担のほかにも送迎など、これまで以上に家庭の負担が大きくなれば部活動ができる子とできない子の格差が生じることを懸念しますが、市の見解をお伺いいたします。

また、スポーツを楽しむ機会やチャレンジする機会が生徒や家庭の判断に委ねられることにより、全ての生徒が平等に参加できる環境が保障されるのか、その点についてもお伺いいたします。

続いて、スポーツ振興計画についてお伺いいたします。

昨年4月に策定された第2期米沢市スポーツ推進計画では、「市民の誰もがスポーツを通じ輝き活気に満ちあふれるまち米沢」が基本方針に掲げられています。しかしながら、ここ数年の本市のスポーツ振興施策を見ますと、第1期の計画よりも後退している印象を感じます。

例えば、長く市民に親しまれてきた地域対抗で年間を通して競い合う市民総体は、競技ごとの市民スポーツ大会へと変更され、以前は秋の陸上競技や冬のスキー競技ともなれば各地区のテントが並び、多くの市民が集い、スポーツを通して交流する場でもありました。その市民総体の規模が縮小したことにより、地域の大人と小中学生の世代間を超えた交流する機会が減少したように感じます。

また、本市の秋のスポーツイベントとして定着していた上杉城下町マラソンも昨年は開催されず、スポーツに触れ合う機会も減少しているように感じられます。

スポーツ推進計画は、市民の声や期待を反映して策定されたものだと思いますが、そうしたことに応え切れていないのではないのでしょうか。

そこで、第1期計画から見直された点は何か。新たな計画や方向性はあるのか。また、10年間で目指すべき姿はどのような姿を描いているのか、お伺いいたします。

さらに、令和7年度に上杉城下町マラソンは開催されるのか、改めてお伺いいたします。

続いて、大項目2、稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢についてお伺いいたします。

まずは、ふるさと応援寄附金についてお伺いいたしますが、来年度も今年度と同じく20億円が計上されております。今年度においては5億円ほどの未達成となるわけですが、ふるさと応援寄附金を見込んでの予算の組み方についてお伺いいたします。

ふるさと応援寄附金については、国の制度変更や、昨年の米不足のような社会的な情勢の影響も

大きく、寄附額が結果として上振れる場合はいいと思いますが、下回る可能性もある不確定なものを財源とすることの危険性について、市としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

また、ふるさと応援寄附金は単に財源としてだけではなく、シティプロモーションと組み合わせ、地元企業の収益増加につなげる必要があると考えますが、米沢市を選んでもらうためのプロモーションとしてどのように取り組んでいるのか。また、サイトに訪れなくても、米沢の産品を知ってもらい、米沢を選んでもらうためにどのようにPRしていくのか、市長にお伺いいたします。

次に、新産業団地の整備についてお伺いいたします。

先頃、新産業団地の整備候補地として米沢北インターチェンジ付近が選定されました。この周辺は、東北中央自動車道や国道121号、国道287号、そして国道13号が交差する交通の要衝であり、関東方面だけではなく、現在計画されている新潟山形南部連絡道路が開通すれば西日本へのアクセスも強化され、立地としてこの上ない好条件と言えます。

この産業団地は、八幡原中核工業団地の分譲が完了し、米沢オフィス・アルカディアについても分譲できる用地が少なくなってきたため計画されるものですが、せっかく整備したとしても、そこに魅力ある企業が集まらなければ、空きテナントの多い百貨店と同じです。空きテナントの多い百貨店は次第にお客さんが遠のいてしまいます。

まして現在は、日本全国で労働力が不足し、人材の取り合いとなっており、さらには地方都市から首都圏に多くの若年層が流出する中で、いかに魅力的な企業を戦略的に誘致するかが重要であると考えますが、どのように企業誘致に取り組んでいくのか。また、そこで働く人材を確保するためにどのような取組を行っていくのか、お伺いいたします。

続いて、（仮称）米沢地域産業振興センターの

整備についてお伺いいたします。

市政運営方針では、商工会議所の新会館建設に伴い同センター整備を支援し、また（仮称）イノベーション連携拠点において新たな産業を創出し、質の高い雇用の場の確保と高度産業人材の育成に取り組むとしております。

令和4年度に産業建設常任委員会が市に提出した政策提言では、新会館建設について4項目の提言を行っております。1、整備計画への財政的支援を検討し、着実に進めること。2、地域で唯一の政府系金融機関である日本政策金融公庫米沢支店との一体的な整備を念頭に計画を最大限支援すること。3、既存の事業者のサポートをはじめ、ベンチャー企業やスタートアップ企業などの創業支援や経営相談窓口のワンストップ型経営支援機能の設置を共同事業として位置づけ実現させること。4、ワンストップ化を見据え、行政側からも人的参画ができるように検討することとして取りまとめました。

これらの提言を踏まえ、本市の具体的な関わりと支援内容について、どのように考えているのかお伺いいたします。

大項目2の最後に、観光の推進についてお伺いいたします。

本市の観光資源は、歴史的な名所である上杉神社をはじめ、米沢八湯や四季折々の自然、米沢牛に代表される味覚など様々なものがあり、最近ではアニメツーリズムや戦国花火大会など新たな試みも行われています。

先日行われた上杉雪灯籠まつりは、悪天候により山形新幹線が運行休止となったことなどから予定来場者数を大きく減らしてしまいましたが、四季を彩るお祭りも米沢の魅力の一つです。

今年の春の上杉まつりについては、つい先日、東京ディズニーリゾートパレードが開催されることが発表され、今から多くの市民が期待していますが、天候に恵まれ、多くの方々に来場していただくことを心から願っています。

しかし、こうしたイベントは天候や景気にも左右される部分があるため、1回だけでなく何度でも訪れたいような米沢を演出していくことが重要だと考えます。

第4期観光振興計画を見ますと、4つの施策目標が掲げられ、1、地域ブランドとしての米沢の魅力向上、2、異業種連携による観光の促進、3、広域連携からの観光地づくり、4、戦略的な態勢整備とありますが、このうち、2、異業種連携による観光の推進について具体的にどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

また、観光客を迎える際にはおもてなしの心が大切だと考えますが、おもてなしの心の育成にどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

さらに、本市の観光施策を戦略的に進めていくために、米沢市版DMOを形成し、様々な事業に取り組まれてきましたが、これまでの成果をどのように評価しているのか。また、現在の活動状況についてお知らせください。

観光に関連し、もう一点質問いたします。

世界的な騒動となった新型コロナウイルスの影響も落ち着き、日本を訪れる観光客も増え、昨年の訪日客数は過去最大となり、今後もこうした傾向は続くようです。

一部の観光地では、外国人観光客が許容範囲以上に訪れ、周辺地域や住民に悪影響を与えるなどのオーバーツーリズムが問題になっていますが、米沢市はまだそこまで外国人観光客に選ばれるまちになっていないのが実情です。

そこで、本市のインバウンドに対応するための受入れ体制の準備と情報発信はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、大項目3、誰もが暮らしやすい米沢の実現についてお伺いいたします。

まず、公共交通についてお伺いいたします。

近藤市長は選挙公約の中で、乗合タクシーの市内全域の運行を掲げていましたが、来年度はこれ

までの7地区に加え、窪田、上長井、塩井地区でも運行が開始することになっています。

また、郊外部だけでなく、これまで市街地でもバス停が遠いことや、利用したい時間にバスが運行していないなど、市街地でも乗合タクシーを要望する声が多くありました。

また、昨年末には地元スーパーが閉店したことにより、お年寄りや学生など自家用車を運転できない市民が歩いて買物に行くことができない、いわゆる買物難民が増えることが心配されます。

市街地でのバス以外の交通手段の確保は本市の喫緊の課題とも言えますが、こうしたことから、来年度、市街地でも、まちなか定額タクシーがスタートすることが予定されています。自宅から病院やスーパーなど、あらかじめ指定された場所まで500円で利用できるというものであり、市街地に住む市民にとっては利便性が高く歓迎すべき事業であると思いますが、公共交通というよりは、タクシーの個人利用に対する補助といった福祉的な施策に近い印象を受けます。

そこで、まちなか定額タクシーは本市の公共交通の中でどのように位置づけされるのか、お伺いいたします。

また、運行されるエリアは循環バスや学園都市線のルートと重複しますが、バスとの利用者の取り合いになることはないのか。さらに、現在タクシー業界ではドライバー不足が深刻化する中で、市内の全域で乗合タクシーを運行した場合、ドライバーを十分に確保できるのか、市長にお伺いいたします。

最後の質問です。米沢市内では、昨年末まで4院の小児科が開院していましたが、このうち1院が昨年末に閉院いたしました。これを受け、市立病院では小児科に限り非紹介患者初診加算料を今年1月から徴収しないなどの対応を行っています。

そこでお伺いいたしますが、小児科が1院閉院したことで、市内の小児科及び市立病院の小児科

の受診者数は変化したのかお知らせください。

また、昨年6月から市内で小児科医が開業する場合、開業資金として最大1,000万円まで支援する米沢市診療所開設支援補助金が創設されました。来年度は小児科に加え、耳鼻咽喉科と泌尿器科が追加されましたが、この追加された理由は何か。また、これまでこの補助金が活用された実績はなかったと承知していますが、活用に至らなかった理由をどのように分析しているのか。その課題を来年度はどのように改善していくのか、お伺いいたします。

最後になりますが、今年度をもって勇退されます吉田建設部長、安部上下水道部長、森谷教育管理部長、栗林議会事務局長、そして本日この議場にいらっしゃらない職員の皆様方にも、これまで市政発展に御尽力いただいたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げ、演壇からの質問といたします。御答弁よろしくお伺いいたします。

○相田克平議長 答弁を求めます。近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 至誠会の古山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、大項目1、子育て・教育の米沢の実現についてのうち、(1)放課後児童クラブ利用料の無償化に向けた課題や展望はについてお答えいたします。

放課後児童クラブ利用料無償化の実施に向けて、今年度は各クラブの現状を整理するほか、利用料無償化によって増加する利用児童数の推計を行ったところであります。

第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査から把握した潜在的利用者数も含め、利用者数は約1,600人と見込まれ、無償化に伴う予算規模は約2億3,000万円と見込んでおります。

現在の放課後児童クラブの利用率は約40%ですが、無償化により利用率は約53%まで上昇する見込みです。このような急激な利用児童数の

増加は、保育面積確保の問題や支援員確保の問題など様々な課題が考えられます。このことから、大きな混乱を招かないよう、実施主体側とも十分な協議、調整が必要と考えております。

また、放課後児童クラブの利用状況は学区ごとに異なっております。このことから、来年度は市で算出した学区ごとの児童数の推移や利用児童数の推定値などを各クラブと情報共有しながら、それぞれの課題解決に向けたヒアリングを行い、保育の現場に混乱が生じないよう、無償化に向けて制度設計を進めてまいりたい。このように思います。

なお、実施方法や具体的な時期につきましては、来年度策定予定の次期まちづくり総合計画の策定の過程において議論し、検討してまいりたい。このように思っております。

続いて、大項目2、稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢についてのうち、(1)ふるさと納税についてお答えします。

初めに、ふるさと納税という財源をどう考えているのかと、どのように位置づけているのかとの御質問ですが、ふるさと納税のメリットは、税収の向上につながる可能性があるというものが最大のメリットであります。ふるさと納税は、その自治体に住んでいる人以外でも寄附を行えるため、全国から広く寄附を募り、税収を増やすことが可能な制度であることは御案内のとおりであります。

2つ目として、自治体のPRと、何よりも産業振興につながる制度であるということです。地域の商品の返礼品として、そのよさを実際に確かめてもらえるほか、様々なポータルサイトを活用して、ふるさと納税を募ることで、多くの人たちに地元の製品、農産物、食品、伝統工芸品等々、様々な製品を認知してもらえる可能性があり、その結果、地域の中小事業者または農家の方々の利益に、そして産業の振興につながります。

3つ目として、関係人口の創出が見込めること

であります。ふるさと納税を通じて、自分たちのまちに継続的に関わる人を増やすことで、地域の活性化にも寄与できる。このように考えます。

デメリットとしては、全国の方々が様々な地域に寄附ができる一方で、場合によっては地域の税収が減少する可能性がある制度でもございます。

そのような考えの下で、議員御指摘のとおり、ふるさと納税制度は法令による制度変更、さらには社会情勢の変化により影響を受ける可能性があるとも考えております。

とりわけ今年度は全国的な米不足から、米を返礼品とする希望が多かった。この点は、ふるさと納税で、お米で大変納税額が増えたところもあれば、残念ながら当市のように、ある程度米を見込んでおりましたけれども、米の調達ができなかったというところも様々な影響が出ております。

現在、ふるさと納税市場は1兆円規模と年々拡大しておりますが、ふるさと納税が今後どのようになるのかというのを完全に予測することは困難であります。

このため、本市の財政において、ふるさと納税に過度に依存するのではなく、お寄せいただいた寄附金を希望された用途に充てながら、地域の活性化にうまく活用し、かつ行政サービスの充実を図っていくことが肝要かと考えております。

次に、ふるさと納税を財源として考えるだけでなく、地元企業の増収につなげることも必要ではないかですが、先ほど申し上げたとおり、返礼品を通じて本市の魅力を全国的に発信することで、それをきっかけに関係人口の創出や拡大につなげ、結果として観光客が増え、さらには地元企業の増収につなげることは極めて重要であると認識しております。

ふるさと納税での返礼品をきっかけに、返礼品提供事業者と寄附者のつながりが構築され、その事業者の商品をECサイトなどで定期的に購入いただければ、その事業者の長期的な販売促進にもつながります。

さらには、ふるさと納税を通じて本市の魅力に触れたことで、本市を訪れるきっかけとなり、現地で見ると触れる、味わうなどの米沢の魅力を直接感じていただければ、返礼品提供事業者のみならず、観光関連事業者をはじめとした地元企業への経済波及効果も大いに期待できる場所です。

そのようなことから、ふるさと納税を通じて米沢製品のPRを積極的に展開することで、全国のより多くの人たちと継続的な関係性を構築し、返礼品提供事業者の増収につなげることができるよう努めてまいります。

最後に、SNSで発信するなど本市の返礼品を選んでもらうプロモーションが必要ではないかについてであります。議員御指摘のとおり、ふるさと納税のサイトまで見に来てもらうのを待つのではなく、こちらからSNSなどを活用し、積極的な情報発信を行うことは大変有効な手段であると捉えているところであります。

昨年12月からはLINEで本市のふるさと納税公式アカウントを開設し、現在約3,700人の友達登録を得ております。本市の魅力やイベント情報、お勧め返礼品情報を定期的に発信しております。また、LINEでは本市の公式アカウント登録者の年齢層などの属性も把握できるため、ターゲットに合ったタイムリーな情報発信を行っているところであります。

ふるさと納税は、ポータルサイトと呼ばれるウェブサイトからの寄附申込みが9割以上を占めているため、ポータルサイトでの寄附をいかに獲得するかがポイントであります。国が定めるふるさと納税でのSNSの運用ルールを遵守しながら、SNSを効果的に活用することで、寄附の獲得に向け積極的に取り組んでまいります。

大項目3、誰もが暮らしやすい米沢の実現についてのうち、(1)公共交通についてお答えします。

本年夏頃を目標に運行を予定している、まちな

か定額タクシーについては、バス停までの移動が難しい人などがドア・ツー・ドアで利用できる公共交通になるため、現在の既存の乗合タクシーと同様に比較的高齢者の方であるとか、交通弱者の方など福祉的な利用が多くなるということは想定しておりますが、対象区域である市街地にお住まいの方が事前に御登録をいただければ、一定のルールの中で誰でも利用いただける公共交通と考えております。

市街地でもバス停まで遠い方や、道路が狭くてバス運行が難しい地区の方への移動手段の確保は、これまでも多くの市民の方から御要望があり、好循環の米沢の3つの柱のうち誰もが暮らしやすい米沢の実現の施策として取り組むものであります。

まちなか定額タクシーの概要ですが、利用料金は1回500円、利用できる時間帯は9時から17時まで、目的地は、スーパーや病院、銀行、コミュニティセンター、公共施設などと自宅との利用に限定いたしますので、通常のタクシーよりは安価に利用できる代わりに若干の制限を設けております。こうした制限を設けることで、循環バス利用者への影響については限定的になるものだと、このように考えております。

また、まちなか定額タクシーの検討においては、令和5年度に行った市内におけるタクシーの稼働台数や利用者数の調査を基にした需要予測と、乗合タクシーの区域拡大を前提に制度設計を行っているところであり、市内のタクシー事業者の方とも十分な協議を行った上で、実現可能と判断したところであります。

議員御指摘のとおり、タクシーの運転手不足、これは深刻になっていることは事実でありますから、古山議員の御指摘も十分理解できるところであります。

今後、利用の状況やタクシー事業者の運転手の確保の状況などについて、事業者の方々と密接に協議を行いながら、制度の見直しも含めて検討を

続けていくことがあろうかと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、1、子育て・教育の米沢の実現についてのうち、(2)部活動の地域移行をどのように進めていくかについてお答えいたします。

本市では令和5年度より部活動の地域移行に関わる検討委員会を設置し、本市のスポーツ文化芸術活動を推進するために、様々な視点から検討を進めてまいりました。

少子化が進行する中で、本市においても部活動に参加する生徒が減少し、十分な人数での活動が行えず、従来の体制で部活動を運営することが難しくなってきました。特定の種目においては練習内容が制限されたり、試合ができない状況が増加したりしています。

まず、部活動の地域移行に関する改革の大きな目的の一つは、このような生徒の体験格差を解消することです。

また、生徒が希望する種目の専門的な指導を受ける機会を確保すること、休日の過ごし方を自由に選択できるようにすることも重要な目的です。

これらの目的を達成するには、従来の部活動の形から、学校の枠を超えた地域のスポーツ文化芸術活動に参加できる環境をつくる必要があります。

本市では、各連盟や協会と連携しながら、地域での受皿を設置するための取組を進めており、令和6年度は、スポーツ6団体、文化1団体による休日の部活動の地域移行に向けた実証事業を行ったところです。

議員から御質問がありました、指導者への謝金を含めた活動に係る費用についての検証も行っているところであり、現在の方向性としては、地域クラブで活動する際は指導者に謝金を支払うことを想定しております。

今年度、実証事業を行う中で、専門的な指導を受けられるようにするための指導者の確保や、継続的に指導できる指導者の確保が難しい。こういう課題が見えてきました。また、これからの米沢市のスポーツ・文化芸術活動を継続、発展させていくと考えたときに、持続可能なクラブの運営を行う必要があります。そのため、継続した指導体制を整えるためには、指導者に対する対価は必要であると捉えています。

しかしながら、受益者負担が増えることにより、活動に参加できる生徒と参加できない生徒が出てくる可能性については懸念しているところであり、この問題を解決するために、できるだけ負担を軽減する方向で進めています。

まず、休日の学校部活動は社会教育活動に移行しますが、部活動の地域移行に関わる地域クラブは学校施設を優先的に活用できるようにし、さらに種目によっては学校部活動と道具を共用することで、地域クラブの経費削減に努めてまいります。

指導者の謝金については、現在行っている実証事業では、クラブを運営するための目安として時給1,000円程度が適切であると考えており、引き続き検証してまいります。

部活動の地域移行の改革によって、多くの選択肢の中から、自分に合った活動を選べる環境を整えていくことが重要です。生徒たちのチャレンジする機会が減るのではなく、むしろ増える取組であると捉えています。

今後も、本市では部活動の地域移行を通じて、子供たちにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築を目指し、持続可能な取組を推進していきます。地域全体で子供たちを育てる意識を持ち、共に成長していく社会を実現するために一層の努力を重ねてまいります。

次に、(3)スポーツ振興についての御質問にお答えいたします。

初めに、米沢市スポーツ推進計画についてであ

りますが、同計画は平成26年4月に国のスポーツ基本法やスポーツ基本計画に基づき、スポーツを通して幸福で豊かな生活を営み、子供から高齢者まで市民が精神的充足感を得られることを目指し、令和5年度までの10年間の計画として策定したものであり、これまで、この計画を基に本市スポーツの振興に取り組んでまいりました。

そして昨年度、計画期間である10年間の経過に伴い、施策の総括として現状と課題の分析を行うとともに、スポーツへの意識やニーズの多様化と取り巻く環境の変化を踏まえ、米沢市スポーツ推進審議会において協議し、令和6年4月に第2期米沢市スポーツ推進計画を策定したものであります。

第1期目となる前計画では、スポーツを通じた心の豊かさと地域間交流で生まれる経済的な豊かさを市民一人一人が実感できる社会を共に考え、共に行動してつくり上げていきたいとの思いから、「米沢の未来を共に創りあげるスポーツ文化の確立」を本市の目指す姿として掲げ、スポーツ行政に取り組んでまいりました。

一方、これまでの間、社会情勢は日々大きく変化しており、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の流行、東京オリンピック・パラリンピックの開催等により人々の生活も変化を遂げています。

今後もライフスタイルの変化や多様化が予想される中で、今回の第2期計画では、市民一人一人がスポーツを通して豊かになれるまち、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰もがスポーツに親しめるまちを目指し、基本方針として「市民の誰もがスポーツを通じ輝き活気に満ちあふれるまち米沢」を掲げ、その実現に向けて取り組んでいるところです。

第2期米沢市スポーツ推進計画において、新たに加えた計画や方向性についてであります。まず計画策定に先駆けて行ったアンケート調査の結果から見えてきました、市民の冬の運動不足と

いう課題を解決するため、冬期間の運動機会の拡充として、日本体育大学と連携した冬期間の運動促進事業やウィンタースポーツの推進に関する取組を推進していくこととしております。

また、デジタル技術を活用した運動機会の創出として、スマートフォンアプリを使用したバーチャルスポーツイベントの開催や、スポーツ施設の予約システムの導入等を新たに加えております。

今後は、継続事業はもちろん新規の事業も実施しながら、前計画からの課題でもある、誰もがスポーツを通じて社会参画をする共生社会実現のため、性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず参加できるスポーツイベントの開催や、ビジネスパーソン、女性、障がい者、親子等が気軽に楽しめるスポーツの場や機会の提供を充実させていきたいと考えております。

次に、米澤上杉城下町マラソンについてですが、初回大会からこれまで参加者数が募集定員に達したことはなく、本市の財政負担に見合った事業規模とはなっていなかったことや、市民の健康増進や競技力向上、交流人口の増加による地域経済の活性化等の面からも効果が限定的であるとの判断から、今後より多くの参加を得て、一定の効果を生みながら大会を継続し、定着させていくために、大会の在り方、運営方法などについて検証を行う必要があると考え、今年度休止としたところです。

なお、現在までに行っている検証内容といたしましては、適正な参加人数や事業費、参加者ニーズや運営スタッフの意見などを調査するため、市民並びに過去に本大会へ参加していただいた方々及び県内22のマラソン大会事務局を対象としたアンケート調査の実施と、県内外のマラソン大会やウオークラリーの視察などを行っております。

令和7年度においても大会の運営方法や資金調達に関する調査を行うとともに、他自治体のマラソン大会等の視察を継続するなど、引き続き大会

開催に係る検証を行っていきたいと考えていることから、大会を休止することといたしました。

今後は、ただいま申し上げました調査から得られた情報などを基に検証結果を取りまとめ、競技団体からの御意見等を聴取しながら、持続可能な大会の在り方、運営方法などについて、実行委員会での協議や庁内関係課との調整を行い、さらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

[安部晃市産業部長登壇]

○安部晃市産業部長 私からは、2番、稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢についてのうち、(2)から(4)までについてお答えいたします。

初めに、(2)の新産業団地に魅力ある企業や人材を集めるためにはについてであります。新産業団地に魅力ある企業を誘致するためには、本市の優位性について積極的に情報発信をし、誘致活動を行っていくことが重要であると考えています。

具体的な優位性について申し上げますと、先ほど古山議員のお話にありましてとおり、米沢北インターチェンジ周辺は東北中央自動車道をはじめ、国道13号、国道121号、国道287号が交わる要衝であり、市内だけではなく周辺市町からのアクセスも良好なこと、本市のみならず広域的に人材を誘引しやすい面が挙げられます。

また、山形県内はもとより福島県や宮城県とも高速道路で結ばれていることから、東日本、東北地方の拠点機能を担うことが可能であることなどが挙げられます。

自然環境の面におきましては、本市は地震などの自然災害が比較的少ないことから、立地する企業にとりましても安定した操業が可能となることに加え、本市の電力網は宮城、福島、新潟から4系統整備されており、災害時も安定した電力供給が可能であることなどが挙げられます。

一方、産業の基礎となる人材面におきましては、

山形大学工学部をはじめ、米沢栄養大学、米沢女子短期大学のほか、本年4月に米沢工業高校と米沢商業高校が統合し開校する米沢鶴城高校など、高度な産業人材の雇用が期待されます。

さらに、米沢八幡原中核工業団地と米沢オフィス・アルカディアの両産業団地におきまして、既に様々な業種の企業や大学など研究機関の集積が進んでおり、整備候補地の近隣の窪田工業団地を加え、立地する企業とのビジネス連携や共同研究開発などの促進も期待されるところであります。

次に、新産業団地での人材確保についてであります。先ほど申し上げましたが、本市は山形大学工学部をはじめ、毎年多くの優れた学生が輩出され、様々な産業分野において活躍されています。しかしながら、首都圏をはじめとした企業を中心に、研究開発及びIT関連などの業種に就職され、卒業後も本市に定住される割合は非常に少ない状況にあります。

このことから、本市では新産業団地において、地元大学の学生、若者・女性活躍、UIJTターナーの雇用が見込まれる付加価値の高い業種として、研究開発型企業などを中心に誘導業種を設定することとしております。具体的には、半導体装置関連をはじめ、自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー関連、医療・福祉・健康関連、食品、農業、DX・GX関連などに加えまして、山形大学工学部をはじめとした高等教育機関との連携が図られ、卒業生、大学院修了生などの求職ニーズにも応えられるような研究開発関連産業の誘致を積極的に推進することで、産業人材の確保に努めてまいります。

次に(3)の(仮称)米沢地域産業振興センターの整備についてですが、米沢商工会議所が現在建設に向けて準備を進めている新会館につきましては、その中に、米沢商工会議所が運営する(仮称)米沢地域産業振興センターと、山形県が運営する(仮称)イノベーション連携拠点を整備する計画であります。

(仮称)米沢地域産業振興センターにつきましては、本市と連携しまして、市内中小企業のワンストップ型経営支援のほか、広く市民に開放し、産業人や産学官の交流を促すことで、人、もの、金、情報といった経営資源を集積させる本市の産業振興拠点の役割を担うものです。

一方、(仮称)イノベーション連携拠点につきましては山形県が主体となり、山形大学工学部、米沢商工会議所、そして本市が連携し、置賜地域のポテンシャルを生かした新事業創出など、付加価値の高いものづくりを実現するため、イノベーションの創出に向けた場づくり、仕組みづくりに取り組むこととしております。

両施設への本市の関わりと支援内容についてありますが、まず(仮称)米沢地域産業振興センターにつきましては、米沢商工会議所から本市に対して1億2,000万円の整備費用補助の要望を受けており、本市では新会館の(仮称)米沢地域産業振興センターを含みます公共的な機能に係る部分に対し、応分の支援を行う予定でございます。

一方の(仮称)イノベーション連携拠点につきましては、運営費や事業費は山形県が負担することから、本市からの財政支援は予定しておりませんが、関係団体が連携してソフト事業を展開していくことから、協力体制を構築していくこととしております。

この両施設が互いに連携しながら、相乗効果を図られるよう、市としましても積極的に事業に関わってまいります。

次に、令和5年2月に米沢市議会産業建設常任委員会から提出されました(仮称)米沢地域産業振興センターの拠点整備についての政策提言4項目に関し、その反映状況についてお答えします。

1点目の、本センター整備計画への財政的支援の検討につきましては、さきにお答えしましたとおり、公共的な機能に係る部分に対し、応分の支援を行う予定としているところです。

2点目の、地域で唯一の政府系金融機関であり

ます日本政策金融公庫米沢支店との一体的な整備を念頭に最大限支援することについてであります。本公庫は地域中小企業の経営安定や新規創業支援などの面におきましても必要不可欠であります。新会館にも引き続き入居いただく予定と伺っておりますので、引き続き連携を強化してまいります。

3点目の、地域事業者への事業面でのサポートをはじめとし、ベンチャー企業やスタートアップ企業の創業支援、経営相談窓口などのワンストップ型経営支援機能の実現に向けた支援についてありますが、こちらにつきましては(仮称)米沢地域産業振興センターが担うワンストップ型経営支援機能に全て盛り込まれておりますので、様々な支援をワンストップで展開できるよう、今後も取り組んでまいります。

4点目の、ワンストップ型経営支援機能を見据えての行政側からの人的参画の検討についてありますが、新会館内に本市職員を常駐させることは考えておりませんが、各種事業の実施に当たりましては本市職員も積極的に参画しながら、産業振興につなげてまいりたいと考えております。

以上が政策提言に関する反映状況です。

次に、(4)観光の推進についてお答えします。

本市におけるおもてなしの心に関する具体的な取組ではありますが、1つは観光案内所におけるおもてなしの向上で、市内の3つの観光案内所で働く職員向けに地域の特性や魅力を伝える研修を実施し、訪問者への接遇方法、情報提供について学ぶ機会を設けるとともに、観光案内所間の人事交流を通して、互いの連携強化を図っております。

2つ目は、地域全体のおもてなしの心の醸成です。例を申し上げますと、米沢四季のまつり委員会が主催する各種祭りでは、「おしょうしな」のおもてなしの心をコンセプトに掲げ、地域全体のおもてなしの心の醸成に取り組んでいます。

次に、異業種連携についてですが、米沢市版DMO・米沢観光推進機構の例を申し上げますと、

多様な事業者と連携した取組を促進するため、会員団体を対象に、今年度から米沢市観光振興計画に基づいた持続可能な事業を実施しようとする場合、観光拡大支援事業による事業費補助を開始いたしました。

次に、米沢市版DMOのこれまでの成果、評価、現在の活動状況です。当初の計画どおり、令和4年度の設定から2年目までは、稼ぐ・稼げる地域をつくっていくための専門人材の育成や組織体制を整備してきたほか、中心事業である観光DX事業として、計19の事業を実施し、観光戦略を策定していくために必要な宿泊、移動などの観光情報を集約するプラットフォーム構築に努めてまいりました。

また、宿泊施設や観光施設の大規模改修などが支援対象となる国の補助事業「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」では、取りまとめの中心的な役割を担い、地域の活性化に寄与しています。

こうした活動の評価であります。国の交付金申請で設定いたしましたKPIの観光消費額は、目標値183億円に対し、直近で192億円、次いで観光情報サイトのレビュー数の今年度の目標値36万レビューに対し、40万レビューを達成しています。想定以上の成果が得られているものと考えています。

次に、現在の活動状況ですが、令和6年度から組織体制の強化として、幹事会の開催を年2回から年4回へ見直したほか、戦略会議のメンバーを多様な関係者の合意形成の観点から新たにお2人加えたところです。

次に、事業の推進につきましては、観光DX事業では、米沢市、置賜地域内の情報を収集するための置賜観光情報共有データベースを活用した観光情報サイト等構築事業や、地域の観光案内ウェブサイト「観光Navi」を活用した観光情報サイト誘導関連事業などに取り組んでいます。

また、プロモーション事業では、予約状況が前

年よりも少ない時期に対して、エリア、年齢層を絞ってプロモーションを実施し、その効果を検証していく「宿泊オンハンドデータに基づく地域プロモーション事業」などに取り組んでいます。

このほかにも、地域商社事業として、着地型旅行商品造成事業や販売チャンネル造成事業に取り組んでいるほか、地域の魅力磨き上げ事業としてインバウンド拡大に向けた事業を実施しています。

最後に、インバウンドに対応した受入れ体制や情報発信ですが、近年のインバウンドニーズは多様化しており、オンラインでの情報発信が重要になっていることから、多言語版情報サイトやSNSの活用などを通じた情報発信の強化に努めていくほか、ファムツアーなどを通じて本市の受入れ環境整備の課題を抽出し、改善につなげてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、3、誰もが暮らしやすい米沢の実現についての（2）診療所開設支援補助金についてお答えいたします。

初めに、昨年12月末に市内の小児科診療所が閉院したことによる他の医療機関への影響についてですが、2月6日に置賜保健所主催による対策会議が開かれ、その中で、市内や近隣市町の小児科医療機関の状況に関する報告がなされております。開業医も含む各医療機関からは、「患者数はほぼ変わらない」「感染症流行の影響により多少患者が増えたものの、大きな影響はない」といった意見が多く、現時点では各医療機関とも診療ができないほどの患者の増加はなく、適切な医療提供が継続できているとの報告でした。

また、市立病院の小児科患者数の状況ですが、新規外来患者数については、令和7年1月は336名となっており、前年同月の194名と比較しますと142名の増、約1.7倍となっております。その主

な要因としては、令和7年1月第2週目から警報が発令されているインフルエンザの流行が大きいと考えられ、令和7年1月の定点当たり報告数は前年同月と比較しますと約1.5倍となっております。

小児科の非紹介加算の非徴収については、非徴収を始めたばかりであることや、感染症の流行などから、その影響を図るにも、もう少し長い期間で状況を見極めていく必要があると考えております。

今年度、診療所開設支援補助金の対象診療科を小児科のみとしておりましたが、来年度は耳鼻咽喉科と泌尿器科の2科を追加したいと考えております。

現在、市内に45院ある診療所のうち、耳鼻咽喉科は3院、泌尿器科は2院となっております。耳鼻咽喉科に関しては、3院のうち2院が、泌尿器科に関しては2院とも医師の年齢が70歳以上と高齢であり、承継問題が懸念される状況となっております。

医師会との意見交換においても、特に対策が必要な診療科として要望いただいております。市としても必要性が高いと判断し、補助対象の診療科に追加し、地域医療の充実を図ろうとしたものです。

今年度、開設支援補助金に対する申請がなかったことに関する分析と課題についてですが、医師に対する直接的な情報提供が十分できなかったことが要因の一つと考えております。

補助制度の創設以来、市では市公式ホームページや広報、市長記者会見や各種マスコミ報道、金融機関などを通じた周知を行ってきたほか、医師会や県とも連携しながら取組を進めてきました。しかしながら、開業医を考える年齢の医師の方々は、大学病院や総合病院などに勤務する中堅以上の医師であることが多く、医師会などからの御助言もあり、医師が所属する組織との関係にも配慮し、直接的な周知は控えてきたところです。

令和7年度は医師求人サイトなどの専門的な媒

体へのウェブ広告の出稿を計画しており、より多くの医師の方々に情報が伝わるように見直しを図るとともに、引き続き関係機関とも連携したPR活動を推進し、市としての魅力発信にも取り組んでまいります。

また、県においては、県医師会による事業承継マッチングサイトを今年1月21日に開設し、後継者不在の開業医と開業を希望する医師をつなぐマッチングの提案や支援制度の紹介など、医業承継を支援していく取組を新たにスタートさせています。

本市でも既にこのマッチングサイトに医師確保に関する情報を掲載しており、さらなる周知を図ってまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 御答弁ありがとうございます。それでは、順に再質問していきたいと思っております。

まず初めに、放課後児童クラブの無償化についてお伺いしたいと思います。

私の息子も毎日、放課後児童クラブに通っていますので、放課後児童クラブが無償化となれば非常にありがたい思いがします。ただ、午前中の一新会の質問でもありましたが、学童に関しては、小中学校の学校給食と違って、利用する家庭と利用しない家庭がある。そしてまた、施設によって利用料が違う。そういったところで少し不公平な部分があるかと思っております。

そしてまた、この無償化ということが、市民の中に、市長の選挙公約にあったことから、非常にインパクトが強く伝わって、非常に期待感が強くなってきている。ただ、その期待感に対して現場の状況が、先ほど市長の答弁にもあったように、スタッフであったり、施設の広さということが十分に対応し切れない。そういった状況にあるのではないかと思います。

そうした点を踏まえながらも、今回やはり学童

を無償化していこうという市長の思いという部分を改めて確認させていただきたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

まず、学童保育を完全に無償化している自治体は全国にどれだけあるかという、いろいろな計算の仕方はあるのですけれども、恐らく全国各自治体の中で2つ程度ではないか。こう思います。もちろん、それだけ困難であるし、しかし、それがゆえに、それをやり切っている自治体というところは、いろいろな見方があるので、もう少し多いという数字もあるのですけれども、やはりそれだけ子供に真剣であると、こういう評価なのだろうと、このように思います。

恐らく、これから放課後児童クラブの負担を減らしていこうという自治体はますます出てくるだろうと思いますが、私は、子育てするなら米沢市といいたいでしょうか、子育てに徹底的に力を注ぐ一つの象徴として学童保育の無償化に取り組みたい、チャレンジしたいということで掲げているわけであります。

それと、その意味というものは古山議員御案内のとおり、子育て世代を経済的に支援するということは、やはり未来をつくる、かけがえのない子供を地域全体で、行政としても、全体で支える取組だと考えておりますし、やはり子育てをしている方がストレスなく子育てができた。また、子供たちは家庭環境にかかわらず大切にされる社会、これは「こどもまんなか社会」とか、いろいろな言われ方はしておりますけれども、そういう社会をつくる。子育て世代が安心して子供を育てる社会をつくる上でも、放課後児童クラブ無償化ということは極めて重要だと思っています。

また、重ねてになりますけれども、その2分の1が公費負担であると、既にです。そういうことから考えても、非常にこれは社会的な意味が認められているわけでありまして、行政が果たすべき役割は極めて大きいと。加えて、困窮世帯と言わ

れる独り親家庭への支援につながるわけであります。

これは、いわゆる格差拡大を是正するという意味からも重要であり、また社会全体の高齢化が進む中で、子育て世代、中でも女性が社会参加しやすくなる、就労環境を改善できるということは、個人の自己実現、加えて所得の向上、翻って地域社会の活性化にも大きく寄与すると、このように考えます。

放課後児童クラブの利用料無償化は、保護者の経済負担の軽減だけではなくて、子供たちの安全安心な居場所の確保、または女性の社会参加の拡大といった、人口減少社会の様々な課題の解決に資する必要な政策であると、このように確信しております。

大変難しいことは十分承知しておりますけれども、ここはやる価値のある政策テーマだと、このように考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 市長の思いはよく分かりましたし、金銭的な理由で利用したくてもできない、そういったお子さんがいないようにしていきたいということは私も同感であります。

ただ、やはり利用料が無償化されることで、これまで、例えば別に住んでいるおじいちゃんとおばあちゃんに放課後に見てもらっている、そういった家庭もあろうかと思えます。そういった家庭も無償化することによって利用するという場合も考えられるのではないかと思います。

そういった利用者が急増することによって、本当に保育を必要とする家庭が利用できなかつたり、あるいはサービスの質が低下してしまつたりということがあれば、これは本末転倒ですので、こういったことはないようにしていただきたいと思えます。

そこで、実際に保育に当たる現場の職員の皆さんの反応といたしますか、声というものは、どのように担当課として捉えていらっしゃるのか、お伺

いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 クラブ側になりますけれども、行った支援員に対するアンケート調査というものの結果を私たちもいただいております。その中にありまして、やはり利用児童数の増加による待機児童の問題や施設確保の問題、そして支援員の確保の問題が心配されるとの回答がございました。これは本市でも同様に、そのような課題があるということを確認しております。

この課題解決のためには、やはり各クラブと情報交換を行いながら、情報共有も行いながら、ヒアリングを行いたいと考えております。保育の現場に混乱が生じないように、やはり利用料の無償化を進める必要があるということ強く感じているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ありがとうございます。

今年度、学校給食が無償化したことによって、児童も一気に無償化するのではないかと期待が市民にあるのではないかと思います。ただ、やはりそこにすぐ応えていくことは難しいと思いますので、場合によっては段階的な無償化と、そういったこともあり得るかと思えます。

そして、今心配なことは、市民の期待がどんどん強くなることによって、過度な負担が今の学童保育をしている施設であったり、スタッフの方にかかってしまって、その方たちが疲弊してしまうということが心配されますので、そういったことがないように現場の声をしっかりお聞きしながら、そしてまた丁寧な情報発信をしていただければと思います。

続いて、部活動の地域移行についてお伺いしたいと思います。

1点、私は聞き漏らしたのかもしれませんが、指導者に対する謝金であったり、あるいは施設の利用料というものは実際、誰が負担するのか。御家庭で負担することになるのか、それとも学校で

負担することになるのか。そのあたりについて、もう一度詳しく教えていただきたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

今現在、実証事業ということで、そのあたりの費用面についても検証しているところでありませぬ。全てが各家庭の受益者負担になるというものではないと認識しております。

ただ、財源について、実際に県もしくは国からの、そういった予算措置というものがなされるのか、そういったところについてはまだ不確定なところがございませぬので、そういったところも含めて今後検証していかなければならないと捉えているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ありがとうございます。

部活動は中学生にとって学校生活に占めるウェイトというものが非常に大きいのだろうと思えます。私も中学校のとき、野球部でしたけれども、部活動でチームメイトと共に切磋琢磨したり、あるいは違う学年との関係性を学んだりということで、非常に有意義なものであったと思えます。

ちなみに、私の中学校1年生のときの担任が山口教育指導部長でしたので、今ここでこうして話をするのは非常に不思議な思いをしておりますが、部活動というものは、先生方にとっても、やはり学校生活から切っても切り離せないものだろうと思えます。

その基本線としては、平日の部活は学校で行って、休日が地域クラブで行うということだと思いますが、大会や試合というものは多分休みの日が多いと思えますので、そういった部分では先生の目が届かなくなる。生徒との関係性の中に隔たりが少しできてしまうのではないかと思うわけです。

そういった部分の教職員の方の捉え方ということをお教えいただきたいのと、地域クラブとの連携というものは、その点でどのように構築してい

くのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

平日の部活動はそのまま実施されると。休日については地域移行ということになるわけですが、実際に土曜日、日曜日、子供たちとのつながりという部分については、確かになくなる部分もあるかと思いますが、そのことによって教員と生徒の関係性がつくられなくなるということは、そういった可能性はないのではないかと思います。それを平日の5日間の中でしっかりと指導していくことによって関係性を構築していかなければならないと捉えているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) すみません、クラブとの連携というところもお聞きしたのですが、その点、答弁いただいてもよろしいですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 実際に地域の受皿となるクラブと学校との連携はしていかなければならないと捉えているところです。また、教員の中では、実際に休日の地域での活動でも指導してみたいという希望を持つ教員もいるかと思いますが、そういう教員につきましては兼職兼業という申請をすることによって可能とするという環境をつくってまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ありがとうございます。よろしくお願いたします。

続いて、スポーツ振興についてお伺いしたいと思います。

例えば、皆川球場であったり、市営プールなど米沢市のスポーツ施設の多くが、べにばな国体以前に整備されたということもあって、非常に老朽化が進んでおります。それに対して、各種団体から改善や修繕の要望というものは非常に多く受けているのではないかと思います。やはりそれ

に対して応え切れていない。そういったことが実情なのだろうと思います。

そういったことで何が起きるかという、もちろんこれは施設だけの問題ではないと思いますが、米沢市内の中学校を卒業したスポーツの得意な学生が進学先として米沢市内の高校を選ばない、市外の高校に行ってしまう。そういった現象が起きているかと思えます。

それと、これは以前にも私は申し上げたことがあったと思うのですが、箱根駅伝に出るような学生のランナーが米沢市に帰っても、スポーツができる環境がないということもあって、米沢市を就職先として選ばない。そういったこともあるとお聞きしております。そういった意味では、人口流出の一つの要因にもなっているのではないかと思います。

スポーツはまちの求心力の一つだと思いますので、ぜひスポーツ施設の環境を改善していくことで、そういった若者を米沢市に呼び込む。そういったことが必要だと思いますが、そのことに対する市長の認識をお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 米沢市内のスポーツ施設、実を言うとスポーツ施設だけではなくて、文化施設もそうなのですが、およそ時が止まったかのやうにと言うと、言い過ぎなのでありますが、ここ40年ぐらい、場合によっては50年ぐらい、きちんとした本格的な施設はできてこなかったと、こういうことでもあります。これは非常に残念な事態でありまして、市民の方々の御要望も大変多いことは十分承知しております。

何とかそういう中でも市民の皆さんがスポーツを楽しめるようにということで、社会教育文化課、スポーツ課中心に修繕、改修を重ねて、できることから改修しているわけではありますが、御指摘の点はそのとおりと、このように思います。

ただ、箱は確かにこの状況でありますけれども、そういう中であっても、例えば高校スポーツでは、

一部のスポーツ、球技、具体的にはバレーボールとか、ほかの幾つかのスポーツでは県外の有望な選手も米沢の学校に通ってスポーツ競技をしているということも事実であります。置賜一円から集まっているスポーツもあると、こういうことでありますので、全体のインフラはこういう状況であり、また財政状況は議員御案内のとおりでありますので、問題意識としては非常に持っておりますし、何でもかんでもできるわけではありませんけれども、何とかしなければいけないという意識は持っております。

新しい総合計画の実施計画の中でどう書いていくかかとは思いますが、幅広い市民の方々が何を求めているのかということで、しっかり分析しなければいけないということと、スポーツ競技、民間企業の方々とも、どういう連携の仕方があるのか。小学生から社会人までスポーツを楽しめる、参加できる環境をどうつくっていくのかということは、箱をいきなり新しくすることは、今の状況からいうと大変厳しいわけにありますけれども、知恵を出し合っていきたいものだと、このように考えておるところであります。

話が長くなりますが、1点、もう引退されましたが、南陽市の、かつて塩田秀雄市長は、うちのチームを全国の実業団駅伝に出すと宣言して、私は当時、衆議院議員でしたが、この市長は一体何を言っているのだろうと、当時は、とち狂っているのかと思いましたが、見事なもので、8年たったなら全国実業団駅伝に登場させたわけがあります。見事なことだったなど。その陸上の伝統は今も南陽市に息づいているわけですが、大変な御苦労があったと思いますが、そうした首長もかつては置賜にいたということも踏まえながら、職員一同、また議員からの御提案もいただきながら、スポーツ振興に取り組んでいきたい。このように思います。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしく願ひい

たします。

次に、ふるさと応援寄附金についてお伺いいたします。

今年度、目標額が達成できなかった理由の一つとして、返礼品が十分に確保できなかったということが挙げられると思います。

来年度については、返礼品について十分に確保できているのか。特に、主力としている米、牛肉、パソコンについて供給できる体制ができているのか。米や牛肉については、工業製品と違って、不足したからといってすぐ作るわけにはいきませんので、米の作付などそういった部分、JAとの連携などの体制については整っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 米や果物など収穫時期や収穫量が決まっているものにつきましては、安定供給ができるように返礼品の提供事業者の皆様と調整を図りながら、その確保に努めてまいります。

特に、米につきましては、JA山形おきたまから返礼品の協力体制を3市5町で整えることができましたので、既存の返礼品の提供事業者の方と調整しながら、需要に対応できるように努めてまいります。

また、米沢牛やパソコンにつきましても返礼品提供事業者の方と調整し、在庫あるいは生産体制を整えておりますので、十分需要に対応できるものだと思います。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 米などについてはJA山形おきたまとの連携が必要不可欠だと思いますし、また今回JAから協力を得られたということは非常に心強いと思います。

ただ、やはり大きな団体であったり、企業に頼るだけではなくて、農家の手取りを増やすということを考えれば、返礼品を扱う農家であったり、事業者の参入を後押しするような施策が必要ではないかと思います。

例えば、農家が米を出荷しようと思えば、玄米を精米して、色彩選別をかけて袋詰めをする、そういった工程が必要なわけで、それに対して機械が必要になってくるわけです。そうした機械の購入に関しては、米沢市の補助制度である未来を拓く農業支援事業の対象になるかと思いますが、さらに、ふるさと納税返礼品を扱うのであれば補助額をもう少し上乗せしますとか、そういった返礼品を扱う農家や事業者を増やすための施策、具体的な取組が必要だと思いますが、そのあたりの認識についてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 米につきましては、オリジナルの販売用の袋であったり、農作物のオリジナルの梱包箱、そういうものに未来を拓く農業支援事業の補助を今も活用していただいております。

一方、返礼品提供事業者の方へのインセンティブ、そういう補助率などの優遇措置でありますけれども、国が定めます、ふるさと納税の運用基準というものがありまして、例えば返礼品の調達に要する費用は寄附額の3割以下、返礼品も含めた寄附金の募集経費、総額5割以下に抑える。そういう基準がございます。

したがって、返礼品やその発送費であったり、広告宣伝費、そういう他の募集経費にも影響が出てくるものだと思っておりますので、どういう形にすれば返礼品提供事業者に参加していただけるのか、そういう他自治体の事例も調査して、比較検討していきたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしく願います。

先ほど、演壇からも申し上げましたが、ふるさと納税には、本市の産品を知ってもらって、さらに本市に関心を持ってもらう。そして、それが米沢市を訪れるきっかけになると、ある意味でシティプロモーションという要素もあるのではないかと思います。

シティプロモーションについては、本市では魅力推進課が担当していますが、自治体によっては、ふるさと納税を担当している部署が担当していたり、あるいは観光課が担当したりというところもあります。そういったふうには何かとひもづいていたほうがシティプロモーションの目的も分かりやすいですし、職員同士の連携も取りやすいのではないかと思います。

ただ、本市においては、シティプロモーションは魅力推進課が単独で担うとしておりますが、このように組織を編成された理由、目的についてお伺いしたいのと、シティプロモーションについては行政だけが頑張ればいいのではなくて、やはり市民であったり、それから市内の事業者もしっかり協力できる体制を構築していくことが重要だと思うわけですが、その点について市長にお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。シティプロモーションの役割は、議員御指摘のとおり、市内外に地域の魅力を発信して、イメージを高めて、人、もの、お金を地域に呼び込むと。地域経済の活性化につなげる。これがシティプロモーションの目的であります。

おっしゃるとおり、ふるさと納税や観光との連携、これは非常に大事です。ただ一方で、本市の歴史や文化、自然とか様々な魅力を総合的に発信していくことも必要であって、また、それぞれの部局が、例えば健康福祉部であるとか、市民環境部であるとか、環境の問題、福祉の問題、それぞれの問題について、米沢の魅力といたしましよるか、活動を積極的に発信することが、米沢いいよねというファンづくりにもつながるわけでありまして。

加えて言うと、一人一人が、SNSの時代ですから、発信してもらおう。市が発信するのではなく、それぞれの方が、米沢いいよね、こんなすてきな風景があるよね、ここおいしかったよねということをどんどん発信してもらおうような、そういう粋

組みをつくるということから考えると、総合調整を行う企画調整部内に魅力推進課を設けて、シティプロモーションを担当させたほうが、よりDX時代にふさわしいのではないかということやってみていると、こういうことであります。

新年度は、さらにデジタルを活用して、市全体の情報の発信力を、役所、民間、個人、それぞれ米沢のことを発信してもらえような総合力を発揮してもらい、各部署が行っている施策の後押しもしていきたい。このように考えています。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ありがとうございます。

シティプロモーションに関して、もう一点お伺いしたいと思いますが、シティプロモーションの計画では、20代、30代をメインターゲットに設定していますが、ふるさと納税であったり、観光について考えれば、素人の私からすれば、若い世代よりも、比較的、経済的に余裕があったり、生活に余裕がある60代、70代とか、そういった層をターゲットにしたほうが効果的ではないかと思うわけですが、今回あえて20代、30代をターゲットにした理由をお伺いしたいのと、またシティプロモーションの目標をどのように設定して、さらにこの事業の評価をどのようにしていくのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まず、メインターゲットを20代、30代にした理由でございますけれども、やはり20代、30代の若年層というのはSNS等を積極的に活用する世代でありますので、デジタルを活用した情報発信と親和性が高いと考えております。

また、若年層に本市の魅力を発信し、本市への興味を持ってもらう。このことが将来的には、やはり市内への定住促進や観光、ふるさと納税、移住促進、そういった各施策の後押しになるのではないかと考えて、若年層に設定したところであります。

また、今後の効果測定に関しましては、公式ホームページやSNS等のアクセスに関する計測ツールを導入いたしますので、そういったものでアクセス数ですとか、アクセスした後にどういったページに飛んでいるのかとか、そういった状況を分析することによって効果測定をしていきたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 20代、30代へのアプローチというものは、新産業団地の人材確保にも関係してくるのだらうと思います。

若者に選ばれるためには、企業を誘致するだけではなくて、この米沢で就職して、結婚して、子育てしてというような、そういった、このまちで暮らしていける具体的なイメージを持ってもらうことがやはり大切ではないかと思えます。

特に、米沢市は学園都市ということもあって、山形大学であったり、あるいは米沢女子短期大学があります。ただ、進学で米沢に住むようになって、卒業すると市外に出ていってしまうということがあります。ぜひ、米沢女子短期大学、そして山形大学生に米沢に残ってもらうためには、先ほど申し上げたように、産業面だけではなくて、全庁的なアプローチが必要なのだらうと思うわけですが、この点について具体的にどのように取り組んでいくと考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 なかなか今すぐ全庁的、全体的なところは難しいのですけれども、今新たな総合計画を策定しているところでありますので、そういった中で様々、若者が定住できるように、特に大学生が地元、米沢に残ってもらえるような施策、そういったところをしっかりと考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしくお願いたします。

そういった声をお聞きします。学園都市線を運行する際には、学生のニーズを拾って構築していったと思いますが、今実際に学生のニーズとギャップが生じているのではないかと思います。そのあたりを担当課として、どのように捉えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 学園都市線につきましては、反対周りの路線が欲しいとか、様々御意見をいただいているところであります。令和7年度中に、主な利用者である学生などと意見交換する場所を設けまして、また今年度の利用状況などを分析しながら、令和8年度の見直しに向けて取り組んでいきたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番（古山悠生議員） もう一点お伺いしたいと思います。来年度から乗合タクシーが市街地を含めて、ほぼ市内全域で運行されることになり、運転手については今お聞きしましたが、車両についても確保という部分が課題になってくるのではないかと思います。

これまで議会でも、例えばスクールバスを活用したらどうかという提案もあつたりしましたが、そのほかにも市内のスポーツクラブであつたり、あるいは温泉旅館の送迎用の車両であつたり、民間事業者の車両の空き時間の活用、そういった部分を、これからの将来に向けて、そういう市内の事業者と協働で運行していくようなことも検討していく必要があるのではないかと思います。担当課のお考えをお伺いいたします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 議員お述べのとおり、やはり民間も含めて協働で運行できる、そういった車両などを総動員で検討していくということは大事なことだと思っておりますので、その点も含めて新年度、取り組んでいきたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番（古山悠生議員） ぜひよろしくお伺いいたします。

最後、診療所開設支援補助金についてお伺いしたいと思います。

これまでの小児科に加えて、泌尿器科、それから耳鼻咽喉科が不足したため追加したということでしたが、市内では高齢化などを理由に閉院している病院が増えております。

地域医療を守り育てる条例の中でも、定期的な診療はかかりつけ医にという記載になっていると思いますが、やはりお年寄りにとっては、かかりつけはできるだけ近いほうがいいと思いますので、市内全域でどの科が不足するかというよりも、東西南北に分けて、東では内科が不足している、北では整形外科が不足しているというふうに見て、それを補充していくような、そういった考え方も必要なのではないかと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 市内における地域偏在についてはどうかというところを判断していくのはなかなか難しいところもあるかと思いますので、今後、調査研究をさせていただければと考えております。

○相田克平議長 以上で至誠会、12番古山悠生議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時40分 休 憩

午後 2時50分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

市民平和クラブ、18番我妻徳雄議員。

〔18番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○18番（我妻徳雄議員） 皆さん、こんにちは。

市民平和クラブの代表を務めております我妻徳雄です。

市民平和クラブでは、今回の代表質問に当たり、4人で質問項目を相談し、内容について議論を重ね、そして原稿の担当を決めて質問をつくり上げました。そのような関係で、言い回しなどに少し違いがあるかもしれませんが、その点については御勘弁をしてください。

それでは、質問に入ります。

物価の大幅上昇が続いています。市民の生活は決して楽ではありません。厚生労働省が発表した2024年11月の毎月勤労統計調査では、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金が前年同月より0.3%減少しています。物価上昇に賃金の伸びが追いつかず、4か月連続のマイナスとなっています。

実質賃金は、2022年4月以降、夏季賞与の押し上げ効果があった昨年6月と7月を除いてマイナスが続いています。

大項目の初めに、「好循環の米沢 ステップアップ予算」について質問します。

近藤市長は就任1年目から、小中学校給食費の完全無償化の実現や市立病院の医師増員、乗合タクシーの運行エリアの拡大など、公約に掲げた施策を着実に進めてきました。令和7年度も好循環の米沢を実現するため、誠心誠意、力を尽くしてまいりますと市政運営方針に記載しています。

そこで、令和7年度市政運営方針の具体的内容についてお尋ねします。

新年度の一般会計予算総額は、対前年度当初予算比で66億1,000万円、15.0%増の506億4,000万円を計上しています。初めて500億円の大台を超え、過去最高の予算規模です。

初めに、基金取崩しと将来の財政見通しについて伺います。

令和7年度当初予算は、従来から予想されていたものの、昨今の人件費や物価上昇の影響なども加わり、財源不足の状況が前年度に比べてさらに

悪化し、財政調整基金から10億円、公共施設等整備基金から16億円、ふるさと応援基金から12億円、合わせて38億円を取り崩して予算編成しています。

令和7年度以降もしばらくは実質単年度収支のマイナスが続く、財政調整基金残高も令和13年度には約19億円まで減少するなど、非常に厳しい状況が続く見込みとされています。人口減少が続く、基本的に歳入が増えない中、基金を取り崩し続けて本市の財政は大丈夫なのかと誰しも心配するところです。

持続可能な地域社会の実現に向けて、中長期的に健全財政を維持していくためには、効果の少ない事業、役割を終えた事業は適宜廃止、縮小してスリム化を図っていく必要があるともししています。その内容について、具体的にお知らせください。

また、今後の財政見通しと推計方法の資料の今後の対応では、中長期的な健全財政の維持に向けた取組を検討するなどし、さらなる歳入の確保や歳出の抑制を図るとしています。今後の対応をお示しください。

次に、稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢の実現について伺います。

県が主体となって運営する（仮称）イノベーション連携拠点において、県、山形大学工学部、米沢商工会議所、本市が連携して新たな産業を創出し、質の高い雇用の場の確保と高度産業人材の育成に取り組まますと記載しています。どのような雇用にイメージし、どのような高度産業の育成に取り組むのでしょうか。具体的な内容について教えてください。

次に、災害に強いまちづくりについて伺います。

市政運営方針では、自然災害の頻発化・激甚化等を受け、市民生活や地域経済を取り巻く環境は厳しさが一層増していますと記載されています。災害に強いまちづくり、そして災害が起きない、起こりにくいまちづくりを進める必要があります

す。その認識について教えてください。

また、大規模災害に強い道路や橋梁等にするための対応、進め方などについてもお聞かせください。

同じく、公共施設、住宅等の対応、進め方等についてもお知らせください。

次に、好循環の米沢の実現について伺います。

近藤市長は市政運営方針の結びで、「市民一人ひとりが心身ともに健康で、全ての人に居場所と出番があり、幸せを実現できる「好循環の米沢」を実現しようではありませんか」と訴えています。近藤市長が描く具体的な米沢像をお聞かせください。

大項目の2点目に、職員の人員体制について質問します。

初めに、職員数は十分かについて伺います。

少ない職員数の中で、地方自治体は国の用意したいろいろな交付金を得るための計画づくりに忙殺されていると指摘されています。そして、現在も続く、官から民への流れの中で人員削減が行われてきています。

一方で、行政が担う範囲は広がっています。国の様々な制度や対策に沿って、自治体は計画の策定が事実上義務づけられ、大きな負担になっています。

地方創生の担い手である自治体職員は、長年の人員削減で大幅に減少し、昨今の労働力不足に伴い、職員の成り手不足も顕在化しています。本市はどのような状況でしょうか。そして、現在の職員の人員体制は業務量に見合っているでしょうか。当局の見解をお聞かせください。

次に、「中長期的な健全財政の維持に向けた歳出削減等取組について」の人件費抑制の意味するところは何かについて伺います。

先頃示された新年度予算の資料の中長期的な健全財政の維持に向けた歳出削減等取組についての実施予定の取組では、人件費抑制をうたい、事業・業務のさらなる見直しを進めるとともに、定

年引上げに伴う役職定年等職員、再任用職員及び会計年度任用職員の役割に応じた適正配置により、人件費の抑制を図るとしています。具体的にどのような内容なのでしょうか。また、意味するところは何なのでしょう、お尋ねいたします。

次に、若年退職者が毎年出ていることをどう考えているのかについて伺います。

今年度は全体で14名の方が予定外退職される予定とのこと。そして、10名が60歳前だとお聞きしています。入職して数年で退職する例もあるとのこと。その実態をお聞かせください。

さて、今の米沢市は魅力ある職場になっているのでしょうか。魅力ある職場づくりと過度な人員削減は相入れないと私は考えます。人員体制の不足が若年者の退職が増えていることの要因となっていないのでしょうか。当局の見解をお聞かせください。

また、最近の職場状況を見ますと、病休者や育児休業の人の仕事を埋めるために、周りの職員に過度な負担がかかり、日々の仕事をこなすことに精いっぱいになっている職場もあるようです。さらに、様々なイベントに追われている職場も多く見受けられます。

職員が、それぞれの業務を通じて、米沢市のあるべき姿を考えることができる状況でしょうか。本市の担い手でもある職員の働き方を考え、変えていく時期にあるのではないのでしょうか。当局の見解をお聞かせください。

次に、災害時の対応ができる人員体制なのかについて伺います。

大規模災害が発生した自治体で、他自治体より応援がなければ成り立たない状況が起きています。災害時の対応は今の職員体制で十分でしょうか。災害の規模にもよりますが、業務継続計画と災害対応マニュアルが同時に行える人員体制なののでしょうか、お尋ねします。

大項目の3点目に、市職員が被るハラスメントの現状と対策について質問します。

2019年に、いわゆる労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務づけられました。あわせて、相談したことなどを理由とする不利益扱いの禁止や、国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られ、2020年6月から施行されました。さらに今後、カスタマーハラスメント対策を義務づける法改正も予定されています。

そこで、本市職員に対するハラスメントの現状と対策について、市長部局、教育委員会、市立病院にそれぞれに伺います。

初めに、パワーハラスメントとカスタマーハラスメントの現状はどうなっているかについて伺います。

市職員が働く職場でパワーハラスメントやカスタマーハラスメントが発生していることを現在のどの程度把握しているでしょうか。また、把握する仕組みはどうなっているでしょうか、お尋ねします。

次に、ハラスメントに対して、米沢市ではどのような対策を講じているのかについて伺います。

冒頭に申し上げましたとおり、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務づけられました。米沢市ではどのような対策を講じてきたでしょうか。職場の精神面をどう把握し、どうケアしているのでしょうか。具体的な取組をお知らせください。また、対策の効果をどう捉えているでしょうか。その理由もお聞かせください。

次に、ハラスメント対策に関して、衛生委員会はどのような役割を果たしているのかについて伺います。

厚生労働省の資料には、職場におけるハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取組として、必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、その運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること、そして労働者や労働組合などの参画を得る方法として、例

えば、労働安全衛生法に基づく衛生委員会の活用なども考えられると記載されています。

そこで、本市衛生委員会が果たしている役割について伺います。

労働安全衛生規則第23条では、事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならないと定められています。本市での開催状況はどうなっているでしょうか。

衛生委員会では、職員が被っているハラスメントの内容把握やその対策に関して検討されているでしょうか。この点も含めて、衛生委員会はどのような役割を果たしているのか、果たすべき役割をどう考えているのか、お示しください。

次に、パワーハラスメント対策として、利害関係のない第三者委員会等を設置する必要があるのではないかについて伺います。

パワーハラスメントの相談窓口は現在どこに設けられているでしょうか。また、相談を受けて調査等を行う仕組み、組織体制は十分機能しているでしょうか。

令和6年12月26日付で総務省自治行政局公務員部長が発出した「地方公共団体における各種ハラスメント対策の一層の徹底について」と題した通知には、第三者による紛争解決援助、そしてハラスメントの内容によっては、所属の相談員や上司等に相談しにくい場合があったり、これらの相談では解決できない場合などもあるとした上で、職員が人事委員会または公平委員会に対しても各種ハラスメントに関する苦情、相談を行うことができる旨を会計年度任用職員も含めた職員に周知することを求めています。

そこで、「相談しにくい」「不利益を被るのではないか」といった職員の不安に米沢市ではどう応えているでしょうか、お知らせください。

また、職員が弁護士と相談できる仕組みはあるのでしょうか。相談を受ける窓口はもとより、その後の調査や判断は、利害関係のない第三者が携

わるべきではないかと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

大項目の4点目に、本市における会計年度任用職員の現状と処遇改善等について質問します。

会計年度任用職員は、地方公務員法の改正に伴って新設された非常勤職員の制度です。2020年から導入され、従来の非常勤職員、臨時職員、パート職員は会計年度任用職員へと移行しました。

会計年度任用職員の制度は、全国的に非正規職員の採用や待遇を適正化する目的で導入されたものです。年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、育児・介護休暇など、休暇の制度化、期末手当の支給など処遇は一步前進しました。しかし、賃金をはじめ正規職員と著しい格差が生じています。

会計年度任用職員にはフルタイム勤務とパートタイム勤務の2種類があります。本市をはじめ多くの自治体で会計年度任用職員が行政の一翼を担っているのが現状です。

初めに、本市における臨時・非常勤職員等の現状について伺います。

まず、本市における正規職員数、会計年度任用職員数、その男女別の構成比もお知らせください。また、これらの職員の任用根拠及び位置づけや雇用形態、役割について、具体的にどのように考えておられるのかお知らせください。

さらに、フルタイム勤務、パートタイム勤務の割合も教えてください。そして、その区分がどのような基準に基づくものなのでしょうか、お尋ねします。

次に、会計年度任用職員の均等待遇の確保と処遇改善に向けた本市方針について伺います。

令和5年に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度からパートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能になりました。期末手当、勤勉手当の遡及支給を含め、本市はどのように実施しているのでしょうか、お知らせください。

また、正規職員には認められている通勤、時間

外、休日勤務、期末、勤勉、単身赴任、住居、寒冷地手当が会計年度任用職員にも支給されているのでしょうか、お知らせください。

次に、学校給食センター化による雇用への影響について伺います。

学校給食共同調理場、学校給食センターの令和8年度の供用開始に向けて整備が進められています。

本市の学校給食の調理は、職員と会計年度任用職員の方が支えています。長年その職に尽力していただいている会計年度任用職員の方も多くおられます。

中学校給食が給食センターへ移行した場合、会計年度任用職員の雇用について、どのように考えておられるのでしょうか。当局の考えをお示してください。

大項目の最後に、米沢市立病院の現状と課題等について伺います。

新米沢市立病院は2023年11月に開院し、昨年12月にグランドオープンし、約3か月が経過しました。

初めに、開院後の市立病院の状況と課題等について伺います。

まず、患者数、病床稼働率、平均在院日数等を教えてください。

次に、駐車場ですが、駐車場の出入口が分かりにくいようです。特に、冬場は駐車場の端に雪山ができたりして本当に分かりにくいようでした。何らかの対策が必要ではないでしょうか。当局の考えをお聞かせください。

新病院の建物の改善が必要な箇所はないでしょうか。例えば、1階総合受付付近では寒くて2台のストーブをたいています。患者サービス、そして、そこで働く人を考えて対策を講じる必要はないでしょうか。そのほかに改善が必要な箇所はないでしょうか。また、ある場合はどのように対応しているのでしょうか、お尋ねします。

次に、療食についてですが、新病院となってク

ックチル方式に変更されました。クックチル方式とは、加熱調理した食材を急速に冷却し、チルド状態で保存するシステムのことを言います。そして、提供する際には再度温め直しをします。調理の効率化や、細菌や微生物の繁殖を抑える安全性確保などメリットもあるようです。一方で、急なオーダーの変更の対応が難しかったり、温め直しの温度の間違いなどもあったとお聞きしています。現状と患者の評判を教えてください。

次に、医療従事者の処遇改善について伺います。

医療従事者の賃金体系についてですが、超高齢化社会に突入して、なお高齢者人口の増加が進んでいます。看護師等の需要は将来的にますます高まると考えられます。看護師の需要が高まる一方で、供給は下降ぎみとなり、需要に供給が追いつかず人手不足が続くことが予想されています。

市立病院に勤務する医療従事者の賃金体系は、55歳で昇給が停止する制度になっています。人員確保と看護力の維持向上のために制度の見直しも必要ではないでしょうか。当局の見解をお聞かせください。

次に、看護補助者等の処遇改善の実施について伺います。

会計年度任用職員にはパートタイム勤務とフルタイム勤務の2種類があります。パートタイム勤務は正規職員よりも短い勤務時間で、フルタイム勤務は正規職員と同じ勤務時間です。パートタイムの会計年度任用職員には退職金が出ないなどの問題もあります。パートタイム勤務でありながら、慢性的な時間外勤務体制の職場もあるようです。本来、こうした職場はフルタイム勤務にする必要があります。見解をお聞かせください。

職員駐車場の確保について伺います。

市立病院は、深夜の出退勤等、夜勤者も多い職場です。きちんと職員駐車場は確保する必要があります。当局の見解をお聞かせください。

以上で演壇からの質問を終わります。

○相田克平議長 答弁を求めます。近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 我妻徳雄議員の御質問にお答えいたします。

私からは、大項目1の「好循環の米沢 ステップアップ予算」についてのうち、(1)基金取崩しと将来の財政見通しについてと、(2)稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢の実現に向けた取組について、(4)好循環の米沢の実現についてお答えいたします。

初めに、(1)基金取崩しと将来の財政見通しについてですが、議員御指摘のとおり、令和7年度当初予算は、従来から予想されていたものの、昨今の人件費や物価上昇の影響なども加わり、財源不足の状況が前年度に比べてさらに悪化し、財政調整基金、公共施設等整備基金及びふるさと応援基金から合わせて38億円を取り崩して対応したところであります。

また、新年度当初予算と同時に公表いたしました今後の財政見通しでお示ししたとおり、令和7年度以降もしばらくは実質単年度収支マイナスが続くものと見込まれます。

市庁舎の建て替え事業の旧庁舎解体費や市立病院建設事業の医療機器整備に係る市債の返済期間が短いことから、特に令和8年度までは大きくマイナスとならざるを得ない状況にあります。

令和6年度当初予算においても、財源不足を当該3つの基金から合わせて36億円を取り崩して対応しており、2年続けて多額の財源不足を基金からの取崩しで対応したところであります。

前述した状況に加えて、当初予算については総じて歳入を固く見込んでおり、一方で歳出は予算執行時に不足することがないように多少多めに見込む傾向がありますので、このような財源不足が生ずる一因となっています。すなわち、入りを固めに見て、出る数を多く見ているものですから、厳しい数字になると、このようなことであります。

しかしながら、決算を締めますと、請差等から不用額が発生するわけでありまして、決算剰余金

がある程度生じます。地方財政法上、この剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てられることになるわけでありますから、決算においては結局、財政調整基金がある程度回復できると、こういうことでございます。

さきに説明しました令和7年度以降もしばらくは実質単年度収支のマイナスが続くとの見通しであります。こうした状況を考慮すると、これまでに財政調整基金などに計画的な積立てを行ってきているわけですから、その積立金を取り崩すことで財源を確保し、何とかやりくりができるものと、このように見込んでおります。

そうはいうものの、冒頭で申し上げたとおり、人件費も急騰しております。人事院勧告も今後増となる見通しです。これ自体はいいことなわけですが、財政は厳しくなるわけであります。物価上昇の影響は間違いなく財政負担を押し上げる要因となっております。

したがって、一方で、また同時に、先ほど御指摘があった下水道事業会計、また市立病院も後ほど御説明いたしますが、検討しておるわけですが、残念ながら決算ベースで見ると厳しい状況が続いておるわけでありまして、経済状況や国の動向を注視しながら、市税や地方交付税の歳入を適正に見込みながら、中長期的な健全財政の維持に向けて、さらなる歳入削減を検討しなければならない。こういう状況でございます。

令和7年度には、新総合計画における次期実施計画の策定や個別施設計画の見直しも控えておりますので、こうした策定過程において、さらなる検討を進めて、中期的な健全財政の維持はもとより、社会状況の変化を踏まえた新たな行政需要に対応するためにも、さらなる歳入の確保と同時に事業のスクラップ等の歳入削減に向け、不断の努力を行い、財源を確保してまいりたいと、このように考えております。

次に、稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢の実現に向けた取組であります。昨年9月に山形県、

山形大学工学部、米沢商工会議所、そして米沢市の4者でイノベーション共創ミーティングを立ち上げ、新たな産業の活性化に向け、目指す方向性や取組内容の検討を進めてまいりました。昨年12月には4者でイノベーション創出に向けた連携に係る基本合意を締結したところであります。県と米沢市、山形大学工学部、商工会議所がこうした連携協定を結ぶのは初めてのことであります。

県が実施する各種の産業振興施策や産業支援機関との連携によるイノベーションを創出するため、令和8年度開館予定の商工会議所の会館内に新しいイノベーション連携拠点を設置し、地元の山形大学、米沢栄養大学、米沢女子短期大学等々と市内外の企業との交流や、新しいベンチャー企業やスタートアップ企業の起業を目指す若者との交流など、多様な人材が交流できる場所を提供したい。このように思っております。

具体的な事業内容は現在協議中ではありますが、交流を促す仕掛けが必要であり、連携拠点の設置に先立って、令和7年度から多様な人材の交流を促すワークショップの開催や、山形大学工学部の技術を地域企業に技術移転することで、新しい製品の開発、新事業の創出につながる取組を実施することとしております。

米沢は新幹線で東京まで2時間弱と、山形県の玄関口であります。この立地競争力は極めて高いわけでありまして、多くの企業からも、まだまだ進出したい、産業立地をしたいというお問合せをいただいているわけであります。こうした中で、新しい産業団地の整備においては、若者の定着につながる企業の誘致に向け、具体的な検討に入ってまいりたい。このように思います。

優れた技術を多く持つ地元の企業と、そして質の高い企業と連携して、質の高い雇用の場の確保を実現してまいります。

恐らくこれから10年間で米沢再生の極めて重要な期間と、このように考えておりますので、産業

の再生、振興に全力で取り組んでまいりたい。このように思います。

最後に、好循環の米沢であります。私たちが描く好循環の米沢とは、子供たちが健やかに育ち、子育て世代をはじめとする働き手が集まり、人々が集まることで産業、経済が活性化して、企業や市民の所得が増える。市民の所得が増えることで税収が増え、その税収をもって、誰もが安心して住み続けられる、雪対策のしっかりした環境の整備に活用し、さらに、そのことで多くの人々が集うという循環を繰り返す。地域の豊かさが、次の世代、さらにはその次の世代に受け継がれ続けていく米沢であります。

先ほど御紹介していただいた、市民一人一人が心身ともに健康で全ての人に居場所と出番がある、幸せの実感できる好循環の米沢とは、先ほど申し上げた、そうしたいい循環をつくることで、市民の皆様が身体的にも精神的にも社会的にもいい状態であること。最近の言葉で申し上げれば、ウェルビーイング、地域幸福度が高まる社会であります。

人口が減少する社会の中にあっても、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共に学び、支え合いながら活躍し、それぞれの幸せを実感できるまちを目指すということがあります。

本市の魅力や資源を最大限に生かし、産官学が連携を深め、先人から受け継いだ米沢をよりよい形で次の世代に引き継いでいくため、引き続き市役所一丸となって、市議会の皆様とも協力し合いながら全力を尽くしてまいりたいと、このように思います。

私からは以上であります。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、初めに大項目1の「好循環の米沢 ステップアップ予算」についての（3）災害に強いまちづくりについてのう

ち、災害に強いまちづくり、そして災害が起きない、起こりにくいまちづくりの必要性とその認識についてお答えいたします。

近年、自然災害の頻発化や激甚化が進んでおり、私たちの市民生活や地域経済に対する影響は深刻なものになっております。このような状況を踏まえ、災害に強いまちづくり、さらには災害が起きない、または起きにくいまちづくりの重要性がますます高まっております。

本市は、この認識の下に様々な取組を進めておるところでございます。

まず、災害に強いまちづくりの基本的な考え方として、自助、共助、公助の3つの役割が挙げられます。これらの役割を明確にし、それぞれが連携して取り組むことが重要であると考えております。

具体的には、土砂災害が発生するおそれがある地域において、個人の装備や備蓄の重要性を啓発し、自助の意識を高めています。また、地域ごとに防災訓練を実施し、住民同士の連携を強化することで共助の意識を高めています。さらに、行政としては土砂災害警戒区域の指定やハザードマップの作成、配布を行い、地元説明会を開催するなどして、市民が自ら住む地域のリスクを理解できるように努めています。

また、気象変動による影響も考慮し、持続可能な社会を目指すためには、地域住民と行政が一体となって取り組むことが不可欠となります。市民参加型の防災活動など多様な主体が連携することで、より強固な防災体制を築くことが重要であると考えております。

引き続き、災害に強いまちづくりを実現させるため継続的な取組を進め、市民の皆様と共に力を合わせ、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

次に、大項目2の、職員の人員体制は業務量に見合っているのかの（4）災害時の対応ができる人員体制なのかについてお答えいたします。

災害時の対応に関する人員体制は非常に重要な課題であり、本市においても常に見直しと改善を行っており、災害の規模や種類によって必要な対応が異なるため、柔軟かつ迅速な対応が求められるところです。

初めに、業務継続計画（BCP）と災害対策マニュアルの策定についてですが、これらは災害発生時における業務の優先順位を明確にし、必要な人材、時間、情報などを確保するための重要な指針となります。したがって、現在の職員体制は、これらの計画を同時に実行できるよう設計されています。

災害時には通常業務が一時的に停止することが予想されますが、業務継続計画に基づき優先的に実施すべき業務を特定し、その業務を維持するための体制を整えるため、毎年更新を行っておるところでございます。

また、災害対応が長期化した場合についても考慮が必要であります。長期的な災害対応には、職員の疲労や士気の低下が懸念されます。これに対処するため、避難所に配置する行政担当職員を地区ごとにまとめ、柔軟に対応できるようにしております。

避難所に配置する行政担当職員については、地区ごとにグループを編成することで、長期間同じ場所で勤務することによる疲労感を軽減するため定期的なローテーションを実施し、他の地区からの支援職員を交代配置することも可能としております。

また、行政担当職員は各地域のコミュニティセンター職員や地域の自主防災組織と合同での訓練やシミュレーションを通じて、実際の災害発生時においても迅速かつ的確な対応ができるよう準備を進めております。

今後も引き続き、人員体制や業務継続計画の強化に努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、1（3）災害に強いまちづくりについてのうち、大規模自然災害に対し、道路や橋梁及び住宅耐震化への対応、進め方等についてお答えいたします。

初めに、災害予防として行っております道路の長寿命化ではありますが、現状の市道の舗装状態につきましては、経年劣化や交通量の増加に加え、今冬のような大雪による道路除雪などの影響で、さらに路面損傷が進行している路線が増えている状況でもあります。

その上で、舗装補修においては、計画的な補修を行うことで、長期的なコスト削減や予算の平準化が図られることから、市道全路線を対象にした道路舗装長寿命化修繕計画の策定の必要性については認識しているところでありますが、管理延長も長く、調査に相当な労力や費用も必要であり、限られた予算の中で効率的、効果的な舗装補修を行うため、特に優先度が高く、災害時において避難・救助をはじめ物資輸送などに対応する緊急輸送道路や交通量の多い路線を選定し策定した「主要道路の中期的舗装補修計画」に基づき、優先的に道路の長寿命化を図り、大雪などの災害にも対応してまいりたいと考えております。

次に、橋梁の長寿命化についてであります。現在本市が管理している市道橋301橋について、米沢市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の寿命を長もちさせる老朽化対策を年次計画で進めているところであります。

これまで直近5か年の補修実績といたしましては、橋梁の点検診断の結果、対策が必要と判断された橋梁数23橋のうち5橋の補修工事が完了し、10橋について補修設計など着手済みとなっております。

今後の主な修繕計画といたしましては、通町及び芳泉町内の松川に架かる新大橋の補修工事を令和7年度から3か年で実施する予定としており、また市街地の松川に架かる松川橋について、

橋齢90年以上が経過しているため、現在、将来的な方針を業務委託により検討しているところがあります。

また、橋梁の耐震補強の取組につきましては、平成30年の緊急輸送道路を対象とした「防災・減災・国土強靱化の3か年緊急対策」で、天王川に架かる細原橋及び羽黒川に架かる八幡原大橋の耐震補強工事を行ってきたところではありますが、八幡原大橋につきましては橋長273メートルの長大橋で、径間数も8径間と多いことで、まだ全部の耐震化が完了していないことから、令和7年度から4か年の計画で耐震補強工事を再開し、耐震化の完了を目指しております。

今後、路面損傷が進行した道路や老朽化した橋梁が急速に増加していき、その対策に要する費用も年々増大していくことが予想されますので、先ほど述べた道路及び橋梁の2つの修繕計画に基づき、優先度などを勘案し、継続して老朽化対策に努めてまいります。

続きまして、住宅耐震化等の対応、進め方についてであります。本市の対応といたしましては、特に建物の耐震性の確保が重要となることから、大地震に対する備えとして、昭和56年以前に建築された既存住宅、建築物の耐震化を促進するため、平成20年3月に米沢市建築物耐震改修促進計画を策定し、公共施設はもとより住宅等の耐震性向上に関する総合的な取組を進めております。

平成30年の住宅・土地統計調査の推計値によりますと、市内住宅等の耐震化率は92.9%ですが、さらなる耐震化を図るため、これまで木造住宅耐震診断士派遣事業や住宅耐震改修事業などの支援を行うとともに、耐震化に関する周知や啓発活動にも取り組んでいるところであります。

今年度につきましては、木造住宅耐震診断士派遣事業は8件、住宅耐震改修事業は1件の申請があったところです。

一方、空き家対策においては、民間事業者との連携協定を締結し、令和7年度から市と民間事業

者が協力し、空き家を年間1棟無償で解体する取組を開始いたします。これにより、地震による倒壊や雪害を未然に防ぎ、災害に強いまちづくりにつながっていく取組の一つと捉えております。

今後も災害による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、市民の生命や財産を守るため、既存建築物等の耐震性向上に努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、まず大項目2、職員の人員体制は業務量に見合っているのかについてお答えいたします。

小項目1、職員数は十分かについてでございますが、昨今の複雑・多様化する行政課題の解決に取り組むための職員配置を行ってきたことに加え、令和5年度からの段階的な定年引上げやフルタイム再任用職員を希望する職員が増えてきたことで、職員数は増加傾向にあります。

一方で、本市では業務量と整合する職員数を検討するに当たりましては、業務内容や業務量、業務遂行に必要な職員数等を最も把握している所属長へのヒアリングを通して、必要な職員数を把握しているところです。

令和13年度までの段階的な定年引上げ期間においては、定年前再任用短時間勤務職員等を希望する職員数を見込むことが難しく、職員の動きが流動的ではありますが、見込まれる業務の実態に応じた人員の確保に努めるとともに、業務の内容によっては会計年度任用職員を配置するなど、多様な組合せによる人員配置を行うことで、様々な行政課題に対応できる体制を整えていきたいと考えております。

次に、小項目2、「中長期的な健全財政の維持に向けた歳出削減等取組について」の人件費抑制の意味するところは何かについてですが、先日の市政協議会でお示ししました、持続可能な地域社会の実現に向けて、中長期的に健全財政を維持し

ていくための「実施(予定)の取組」の一つに「人件費の抑制」を盛り込んだところです。この取組の意図するところについて御説明申し上げます。

令和5年に地方公務員法が改正されたことにより、令和5年度から令和13年度にかけて、職員の定年年齢が65歳まで段階的に引き上げられ、これにより年度末年齢で61歳以上の職員が在籍することとなりました。これらの高年齢層の職員は、既存の再任用職員同様、長年にわたって米沢市職員として公務に従事する中で得た豊富な経験を有しており、その培った知識や能力は、公務を担う非常に大きな戦力として認識しています。

これらの61歳以上の職員や再任用職員を各部署に配置するに当たっては、各部署へのプラスの意味の加配ではなく、業務量に対応できる適切な職員数に含めて配置しております。加配ではないという意味で、取組の名称とその内容に「人件費の抑制」という表現を用いたところがございます。

また、定年引上げ期間中は、定年退職者が2年に1度しか発生しないという状況が生じています。その一方で、60歳を迎えた職員については、定数管理外であります定年前再任用短時間勤務職員として次年度の勤務を希望するケースも考えられること、60歳を迎えた職員に限らず一定数の早期退職者は毎年想定されることから、必要な人員に不足が生じないように一定の新規採用は行う必要がございます。

定年前再任用短時間勤務職員としての任用を希望する人数や早期退職者数を正確に見込むことは難しく、その動向と採用者数がマッチしない場合は、一時的に職員数が増大することも考えられます。

新規採用数を決定するに当たっては、60歳前後の職員には、次年度以降の勤務に関する意向を小まめに聞き取るなどして、職員数が過度に増加しないよう努めてまいります。

繰り返しになりますが、人件費の抑制の取組は、定年年齢の引上げによる61歳以上の職員や再任

用職員を含めた様々な任用形態の職員を各部署の業務量に対して適正な人数で配置していくことで、人件費の過度の支出を抑制するということを意図したものであります。一概に、職員の人数を減らすこと、また会計年度任用職員の人数を増やすことを意図したものではありませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、小項目3、若年退職者が毎年出ていることをどう考えているかについてお答えいたします。

まず、御質問にありました今年度の退職者の実態についてですが、議員お述べのとおり、市立病院事務部局を除きました今年度の定年前の退職者数は現時点で14名であり、このうち10名が60歳未満での退職です。この10名のうち3名が採用5年以内での退職となっております。早期退職者それぞれの具体的な退職の理由をこの場で申し上げることは差し控えさせていただきますが、その多くは御自身の人生設計や御家族との関わりなどを考えてのものであり、職場の人員体制が関連するものはないと捉えているところがございます。

御質問の中にありました、魅力的な職場、職員一人一人が米沢市のあるべき姿を考えることができる職場環境、これは大変重要であると認識しております。

市役所の業務は、市民の暮らしを直接支えるやりがいと責任感に満ちています。多様な業務を通じて、地域社会の発展に寄与し、充実感を得ることができる点が大きな魅力の一つと捉えています。

また、市のあるべき姿、ビジョンは、人事評価制度における各面談等の場で職員一人一人と共有しているところです。

そして、議員お述べのとおり、過度に削減した人員では、共有したビジョンを念頭に置いて日々の業務に当たることはできません。現に近年、職員数は増加傾向にあり、行き過ぎた人員削減は行

っていないところであります。先ほど申し上げましたとおり、業務量に対して適正な人員を配置してまいります。

また、人員配置以外にも、そのほか柔軟な勤務体制、休暇制度の整備やキャリア開発支援、職員の心身両面の健康管理等、様々な観点から職員が働きやすい職場環境を整備できるよう努めてまいります。

続きまして、3、市職員が被るハラスメントの現状と対策についてということで、まず市長部局における対応を私からお答えさせていただきます。

昨今、ハラスメントと呼ばれるものの種類は多様化してきているところであり、とりわけカスタマーハラスメントについては行政窓口にかかわらず、あらゆる業種において課題となっているものと認識しておりますが、本市において現時点ではカスタマーハラスメントに特化した対策は検討中となっております。各種ハラスメントについて、それぞれ切り分けて御説明させていただきます。

初めに、小項目1、パワーハラスメントやカスタマーハラスメントの現状はどうなっているかについてですが、パワーハラスメント等については、当事者本人からの相談のほか、それを見聞きしている職員からの報告を受ける形であり、その報告の手段としては、ハラスメントヘルプラインとして、ハラスメント等に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、相談しやすい体制の整備を図っております。

具体的には、窓口担当者や所属長に相談し、そこから人事主管課に相談が上ってくるという流れになります。

カスタマーハラスメントについては、相談窓口という形はなく、個別に総務課に相談が上ってくるものもありますが、各課において対応して解決しているものなどもあるため、全容を把握しているものではないかと考えております。

ハラスメントの発生状況について、全庁的なアンケートを実施するといった把握はしていないところでございますが、毎年実施しているメンタルヘルス・ハラスメント対策研修、こちらの事後アンケートにおいて、見聞きしたハラスメント等の記載があった場合は留意しているところでございます。

パワーハラスメント等もカスタマーハラスメントも現在進行形の案件であることが多いことから、相談を受けたタイミングで把握し対応する必要があるものと考えているため、発生時期や案件の特定できないアンケートの実施より、いかに相談しやすい体制整備を図るかに力点を置くことが重要と考えております。

次に、小項目2、ハラスメントに対してどのような対策を講じているかについてお答えいたします。

本市においては、令和3年10月に米沢市職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針、また同指針の運用要領を策定し、この運用を効果的なものとするため、管理監督者を対象とした研修を皮切りに、毎年職位等の階層別に行っているメンタルヘルス・ハラスメント対策研修において周知を図っているところでございます。

ハラスメント対策は、この指針等に基づき対応することになります。ハラスメント等の相談があった場合には、相談者の意向を踏まえて、行為者及び第三者との面談等により事実関係の調査を実施し、その調査を踏まえて協議し、行為者に対する指導のほか、必要に応じて懲戒処分等の措置を行うこととしており、安全配慮義務には適用しているものと認識しているところでございます。

なお、相談窓口については、加害者が相談窓口部署にいるために相談しづらいということがないように複数の窓口を設けており、例えば教育委員会での案件を市長部局での窓口で相談、調査するなどの対応が可能となっているところでございます。

相談者への対応としては、メンタル不調を訴える場合などは健康相談の窓口を案内するなど、精神面の把握やケアについても指針に明記しているほか、メンタルヘルス・ハラスメント対策研修においては、全職員がハラスメントとメンタル不調の関係性を学び、意識を高めているものです。

実際に、ハラスメント認定に至らない案件を含め、相談件数は増えているため、研修等の成果により相談の敷居が低くなり、一定の効果があるものと考えております。

一方、カスタマーハラスメントについては、住民などによるハラスメントであるため、さきに申しました指針には含まれておりません。近年、公務現場においても問題視されているため、対応マニュアル等の整備に向け研究中でございます。

現在は、厚生労働省から提示されているカスタマーハラスメント対策企業マニュアルというものがございますので、そちらを参考にするほか、重大な案件については、既存の不当要求等行為対策マニュアルに従って対応してまいります。

また、カスタマーハラスメントにより疲弊する職員がいることも認識しております。まずは職場内でのフォローや、必要に応じてメンタル相談へつなぐ対応を行い、適切にケアをしていくことが重要と考えております。

次に、小項目3、ハラスメント対策に関して衛生委員会はどのような対策を講じているかについてお答えします。

衛生委員会はほぼ毎月開催しており、職員の健康診断の実施状況、公務災害の状況、労働安全衛生法に基づくストレスチェック等について議題とし、職場環境の改善の取組につなげております。

さきに説明しましたメンタルヘルス・ハラスメント対策研修の実施及びその報告についても議題としているところです。衛生委員会は、職員団体の参画を得た委員構成となっていることから、ハラスメント防止に関して意見交換をするなどの活用は有用と思っておりますので、今後検討してまい

りたいと思います。

なお、市長部局の衛生委員会は、教育委員会の衛生委員会と合同で開催しており、互いに現状及び課題を共有しているところであるため、ハラスメント対策等としても足並みをそろえた取組ができるものと考えております。

次に、小項目4、パワーハラスメント対策として、利害関係のない第三者委員会等を設置する必要があるのではないかについてお答えします。

ハラスメント等の相談は、第三者機関として公平委員会にも相談することができます。公平委員会は、市長、その他の任命権者から独立した機関であり、当然、各人事部局からも独立性を有しているものでございます。

なお、相談内容の対応に際しては、健康相談の専門医や研修の講師から専門的な見地による指導やアドバイスをいただくことができ、また事実関係の調査、あるいはその調査を踏まえて措置等を判断する際には、相談業務を委託している専門家の立会いを求め実施した例もあるところでございます。問題の解決に向けては、全てが内部組織で対応しているものではなく、偏った判断にならないような仕組みがあるところでございます。

続きまして、大項目4、本市における会計年度任用職員の現状と処遇改善等についてにお答えいたします。

初めに、小項目1、本市における臨時・非常勤職員等の現状についてですが、本市においては様々な任用形態の職員が在籍するところですが、ここでは顧問、参与などを除きました、いわゆる労働者性の高い任用形態について、その種別ごとに人数をお答えいたします。

なお、一般常勤職員のうちフルタイムの再任用職員を除いた職員を簡潔に表す呼称がないため、ここでは御質問中にありました正規職員を便宜的に呼称として使わせていただきます。

正規職員と呼称する職以外の職である再任用職員や会計年度任用職員を非正規の職員として認

識しているわけではありませんので、あらかじめ御承知おきくださるようお願いいたします。

また、これからお答えする人数は令和6年4月1日現在の数値であること、市立病院事務部局の職員数は含まれていないことも併せて御承知おきください。

本市における正規職員数は、男性316名、女性275名、合計591名で、このうち教育委員会事務部局の内数を申し上げますと、男性43名、女性50名で、教育委員会の合計は93名です。

次に、フルタイム勤務の再任用職員の人数は、本市全体で男性13名、女性4名、合計17名で、このうち教育委員会事務部局の内数は男性1名、女性1名で、教育委員会の合計は2名となっております。

次に、パートタイム勤務の再任用職員の人数は、本市全体で男性7名、女性1名、合計8名、このうち教育委員会事務部局の内数は、男性4名、女性0名で、合計として4名となっております。

次に、会計年度任用職員についてですが、本市においては地方公務員法第22条の2第1項第1号を根拠にパートタイムの職として任用しているものですが、この人数は本市全体で男性68名、女性254名、合計322名で、このうち教育委員会事務部局の内数は男性39名、女性66名で、教育委員会の合計は105名となっております。

なお、地方公務員法第22条の3を任用根拠とする臨時的任用職員は、本市では任用していないところでございます。

フルタイム、パートタイムの別で申し上げますと、先ほどお示した数値の積み上げになりますが、本市全体でフルタイム勤務の職員が608名、パートタイム勤務の職員が330名で、職員全体の約3割をパートタイム勤務の職員が占めております。

フルタイムの職員、パートタイムの職員が担う役割や業務分担について、明確な基準は持ち合わせていないところでありますが、特に会計年度任

用職員については、一般的には正規職員の事務補助としての業務を主に担っているところです。

一方で、福祉や医療、その他の専門的資格、知見を生かして、福祉分野における相談業務、要介護認定や障がい認定の認定調査、婚活事業や防災分野における専門的業務を担っている会計年度任用職員も在籍しているところです。

先ほどの答弁と重複しますが、これらの様々な任用形態の職員を適正に組み合わせて配置することで、多岐にわたる市の業務に適切に対応していく考えです。

次に、小項目2、均等待遇の確保と処遇改善に向けた本市の方針についてお答えいたします。

本市における会計年度任用職員については、総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）、以下、事務処理マニュアルと申しますが、それ、及び、その他総務省から発出されている助言通知等を参照して、勤務条件やその他の取扱いを決定しているところです。

勤務条件の中で、特に報酬水準の決定に当たっては、事務処理マニュアルでも制度導入当初から示されていましたが、直近では令和4年12月発出の総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」において、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任等を踏まえて適切に決定する必要があることが示されています。

本市でも、これにのっとり、行政職給料表や技能職給料表を基に、勤務の内容や勤務時間を踏まえて報酬額を決定しているところです。

令和5年5月には常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする旨の総務省通知が発

出され、これを受けて、県の人事委員会勧告に伴って、本市職員に適用する給料表が遡及改定された場合には、会計年度任用職員の報酬額も連動して遡及して改定し、その改定差額を支給しています。

また、令和5年の法改正を受けて、従来から支給していた期末手当に加えて、令和6年度から勤勉手当を支給しています。

このように、法改正や事務処理マニュアルの改正を受けてではありますが、本市会計年度任用職員の処遇は段階的に改善されている状況にあります。

次に、御質問にありました、正規職員は支給対象となっているが、会計年度任用職員は支給対象となっていない手当についてですが、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、寒冷地手当の6つの手当が該当するところです。

各種手当の支給については、事務処理マニュアルに付随する参考資料により取り扱っていますが、当該資料においては、お示しした6つの手当は支給することができないものとされていることから、このように取り扱っているところです。

議員お述べのとおり、会計年度任用職員は本市の行政運営に欠かすことのできない貴重な戦力と認識しております。引き続き、会計年度任用職員の勤務条件等その他の取扱いについては、事務処理マニュアル等を勘案して、適切に運用してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、大項目3、市職員が被るハラスメントの現状と対策について、教育委員会事務部局における対応をお答えします。

初めに、小項目1、パワーハラスメントやカスタマーハラスメントの現状はどうなっているかについてですが、市長部局と同じように、ハラス

メントを受けた本人または見聞きした職員から教育総務課総務担当に相談が上がるようハラスメントヘルプラインとして相談窓口を設置し、相談しやすい体制の整備を図っております。

また、ハラスメントが発生した際に、把握する仕組みとして、毎年実施しているメンタルヘルス・ハラスメント対策研修後のアンケートによりハラスメント事案の把握に努めているところです。

次に、小項目2、ハラスメントに対してどのような対策を講じているかについてお答えします。

教育委員会におきましても、令和3年10月制定の米沢市職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針及び同指針運用要領に基づき、管理監督者研修や職位等階層別に実施するメンタルヘルス・ハラスメント対策研修を行うなど、対策を講じております。

さらに、相談体制については、市長部局、教育委員会と組織は別ですが、教育委員会での事案を市長部局の相談窓口でも相談できる体制とするなど、相互に連携した取組により実効性を高めております。

また、メンタルヘルス・ハラスメント対策研修により職員の理解を深め、ハラスメント事案発生の未然防止に努めております。その効果につきましては、研修後の受講者アンケートでの研修内容の理解度や感想などの記載から、各職場においてハラスメントについて改めて考える機会となり、一定の効果があつたものと捉えております。

次に、小項目3、ハラスメント対策に関して、衛生委員会はどのような役割を果たしているかについてお答えします。

教育委員会では、米沢市教育委員会職員衛生委員会を設置し、ほぼ毎月開催しており、現在は市長部局の衛生委員会と合同で開催しています。衛生委員会は、職場環境の改善という役割を有しており、ハラスメント防止に関する情報交換、協議の場としても有用であり、今後も活用してまいり

ます。

次に、大項目4、本市における会計年度任用職員の現状と処遇改善等についての御質問のうち、小項目3、学校給食センター化による雇用への影響についての御質問にお答えします。

現在、本市ではPFI方式による学校給食共同調理場整備運営事業を進めており、施設の完成後、令和8年4月からは、これまでの小学校の給食施設で作り、中学校に配送する、いわゆる親子方式を解消し、学校給食共同調理場から各中学校に給食を配送することとしております。

これに伴い、各小学校における給食調理食数から中学校分が減少し、必要とされる調理師の数も減ることとなりますが、正規職員の調理師については、これまでどおり各小学校において調理業務に従事することになります。

一方、会計年度任用職員については、制度上、1会計年度の任用期間となっており、令和8年3月末をもって任期満了により退職となるものです。よって、配置転換や新たな雇用あっせんを行うことは想定しておりませんが、退職後の再就職に関する本人の希望や意向について個別面談を行い、確認した上で、本市の会計年度任用職員募集情報の提供など、できる範囲での対応に努めてまいりたいと考えています。

私からは以上です。

○相田克平議長 渡邊病院事業管理者。

[渡邊孝男病院事業管理者登壇]

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、大項目3、市職員が被るハラスメントの現状と対策についてに関し、市立病院の現状と対策についてお答えします。

初めに、小項目1、パワーハラスメントやカスタマーハラスメントの現状はどうなっているかについてですが、ハラスメントについては、病院総務課長と看護部長が相談窓口となっております。相談したい案件がある職員は、基本的には所属長に相談し、所属長が総務課長や看護部長へ報

告や対応の相談をするという流れになります。この流れによらず、直接、総務課長等に職員が相談する場合もあります。基本的に、職員からの相談によりハラスメントを把握しております。

次に、小項目2、ハラスメントに対してどのような対策を講じているかについてですが、毎年職員に対しハラスメントやメンタルヘルスに関する研修を行っております。

近年、ハラスメントに関する相談は増加傾向にあるため、今年度は三友堂病院との共同研修として社会保険労務士の方を講師に招き、全職員を対象にハラスメント研修を行いました。職員の中には、指導の範囲なのか、ハラスメントなのか区別が難しく相談をためらう職員も少なからずいるものと思われます。研修では、病院で起こり得るハラスメント事例を挙げ、その対応についても学べる内容としました。各職場で話し合うきっかけになり、ハラスメント防止にもつながると思いますので、このような研修は毎年行っていくべきであると考えております。

次に、小項目3、ハラスメント対策に関して、衛生委員会はどのような役割を果たしているかについてですが、市立病院において衛生委員会は毎月開催しており、審議内容は、健康相談や長時間労働者の把握や対応、健康診断や2次健診受診状況の把握、医療従事者の確保と負担軽減に対する取組計画の作成と進捗管理などになります。

衛生委員会は、労働者や労働組合の参画を得た委員構成となっていることから、ハラスメント対策に関して意見交換をするなどの活用も考えられますが、相談内容を周りに知られたくないという相談者も多いことから、委員会の案件とした例はありません。

最後に、小項目4のパワーハラスメント対策として、利害関係のない第三者委員会等を設置する必要があるのではないかについてですが、さきに申し上げましたとおり、市立病院のハラスメント相談窓口は総務課長及び看護部長となっております。

ます。相談窓口で相談を受けた場合は、複数人で相談内容の聞き取りを行います。相談内容が職場全体の問題となっているような場合は、相談者が特定できないように配慮し、職場に所属する職員全員から、ハラスメントを受けたり、見たり聞いたりしたことがあるか等の聞き取りを行ってまいります。

その場合、例えば看護部の職場であれば、利害関係のない総務課の職員が一人一人個室で聞き取りを行うなど、話しやすい環境となるよう配慮しております。相談内容がパワーハラスメントに該当するのかわ、解決するためにどのような対応をすべきかについては、市町村職員共済組合で設置している無料相談窓口の社会保険労務士に意見を聞いたり、パワーハラスメントまでいかないとなった場合でも、他の病院での解決のための取組の成功事例などを紹介してもらおうなどして、聞き取り内容の結果と共に職場にフィードバックしております。

パワーハラスメントと判断された場合、ハラスメントを行った職員の処分等については、市の懲戒等処分委員会の審査案件となることを想定しております。

また、ハラスメントを受けた職員の精神的ケアについては、職場内のフォローや、場合によってはメンタルケアの相談窓口につなぐことを想定しております。

第三者委員会については市と協議しながら、設置について検討していくべきものと考えております。

次に、大項目5、米沢市立病院の現状と課題等についてお答えいたします。

初めに、小項目1、グランドオープン後の現状等についてお答えいたします。

まずは患者数、病床稼働率、平均在院日数について、グランドオープン後の状況を新病院開院前と比較して数値でお示します。

1日当たりの平均入院患者数は、新病院開院前

は約190人でしたが、昨年12月のグランドオープン後は約240人に増加しています。

病床稼働率は、開院前は60.3%でしたが、グランドオープン後は91.9%に増加しております。

平均在院日数は、開院前は11.6日でしたが、グランドオープン後は10.8日と短縮化しましたが、これは急性期に特化した病院に移行したことによるものと考えられます。

1日当たりの平均外来患者数は、開院前は約540人でしたが、グランドオープン後は約570人に増加しています。外来患者数の増加は、令和5年12月から平日夜間・休日診療が当院の救急外来に移行されたことによる影響が大きいものと考えられます。

現状は、以上のような数値となっておりますが、新病院においては健全経営を継続するための指標として、病床稼働率92%以上を目標に掲げており、開院1年を経て、ようやくこれをクリアできる状況になってきたことは、病院事業を運営する上でいい傾向であると考えております。

当院としまして、救急外来からの緊急入院に対応する病床を確保する必要もあることから、他の医療機関との連携を強化し、状態の落ち着いた入院患者等の転院、退院を円滑に進めながら、この水準を維持していきたいと考えております。

次に、駐車場について御説明いたします。

令和6年12月のグランドオープン以降、今季の大雪に伴い、駐車場の出入口の標示、駐車場内の案内、誘導する看板が、積雪量に加え、市道の除雪によって路肩に寄せられた押し雪並びに駐車場内の看板の高さを超えるなどによって見えづらくなっていたことがございました。また、駐車場の塗装面に標示している案内については、路面のペイントが見えにくくなる状況もございました。当院に来られた皆様には大変御迷惑をおかけしたと存じております。

このような状況になりますと、駐車場内での事故などのおそれもございますので、出入口の案内

や構内の進行、経路、マップ等の看板を本年1月頃から順次新たに増設し、対応しております。

今季のような降雪も想定しながら、案内看板を適宜設置するなどの対応をするほか、除排雪についてもできる限り工夫するなど、当院に来られた皆様の御迷惑にならないよう今後も検討してまいります。

次に、建物等の改善が必要な箇所はないのかについて御説明いたします。

1階玄関付近の総合待合スペースは、北正面玄関、南正面玄関に風除室を設けてはいるものの、冬期間は来院者の出入りによって冷気が流入してしまい、室温が下がりやすくなりました。昨年度の冬期間は南正面玄関のみの運用でしたが、12月のランドオープン後は新たに北正面玄関も使用することになり、さらなる冷気の流入が明らかでありました。

その対策としまして、エアカーテンを北正面玄関、南正面玄関にそれぞれ2台ずつ設置したところです。また、風除室及び1階総合待合スペースのエアコン温度、風量の調節、玄関自動ドアの開閉時間を短縮する等の設定等を行っております。

さらに、1階の総合待合スペースでお待ちになる皆様や1階で勤務する職員の寒さ対策のためにブルーヒーターを2台設置しております。現在は、昨年と比べますと、寒いといった御意見は大幅に減っており、一定程度の効果があったものと考えておりますが、今後も引き続き効果的な対策を検討してまいります。

次に、療食について御説明いたします。

当院の入院患者に提供する療食の調理等につきましては、新病院開院に伴い、三友堂給食センターに業務委託をしておりますが、給食センターではニュークックチルという調理方式を新たに導入し、当院及び三友堂の療食を提供しております。

ニュークックチル方式は、調理の効率化や衛生リスクの低減といったメリットがあることから、病院等での導入が広まり始めている調理方式で

す。以前の方式に比べまして、急なオーダー変更への対応は難しくなりましたが、オーダーの締切り時間を調整するなど運用でカバーし、患者への支障が生じないよう対応しております。

御指摘のように、新方式の導入当初は慣れないこともあり、味、食感、彩り等の御意見を多く頂戴しておりましたので、当院のみならず、三友堂病院も含めた両院の重要課題として取り上げ、改善に取り組んできました。

当初は、特に米の炊き加減に関する御意見が多く、最初にこの改善に全力で取り組みました。先進事例の視察や調理器具メーカーからの情報収集を行い、米の炊き方の研究を重ね、昨年の夏頃からは、おいしいという御意見も頂戴できるようになってきたところです。

これに並行して、調理方式に適した味つけの研究や献立の開発等も継続して行っており、米以外についても、おいしいという御意見が増えてきております。

このように、徐々に改善の成果が見えてきておりますが、今後も寄せられた御意見や病院で適宜実施している給食に関するアンケートの結果を踏まえながら、患者にもっと食事を楽しんでもらえるよう努めてまいります。

次に、小項目2、医療従事者の処遇改善についてお答えいたします。

まず、医療従事者の賃金体系についてですが、当院の職員の給料については、山形県人事委員会の勧告に基づいた給料表を適用しております。これは県内の他の自治体病院でも同じ状況であると考えられます。これに加えて、当院の事務職及び医師を除く医療職に対しては、令和4年10月から看護職員等処遇改善手当が毎月支給されております。

御指摘のように、少子高齢化等により担い手不足が叫ばれる中、職種によっては人材確保に苦慮している状況がありますが、今回の人事委員会勧告に続き、今後の人事委員会勧告においても大幅

なベースアップの可能性のある現状において、少なくとも新病院開院に伴う多額の借入金の償還が予定されている今後数年間は、積極的に人件費を増大させるような方策を講ずることは経営的に見て非常に難しいと考えておるところでございます。

次に、看護補助者処遇改善の実施についてお答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、制度上、大きくパートタイムとフルタイムの2種類がありますが、当院の会計年度任用職員につきましては、1日の勤務時間がフルタイムよりも1時間短い6時間45分のパートタイムでの任用を基本としており、フルタイムは法令や施設基準などの定めにより、一定の職種につき常勤配置が必要な場合に限定して任用することとしております。

病棟や外来といった患者の急変等、予測不能な事態が起こり得る医療現場では、しばしば時間外勤務が発生することがありますが、特定の職員に慢性的な時間外勤務が発生することのないよう配慮するとともに、そのような傾向がある場合は、解消に向けた配置の変更等の処置を講じております。

最後に、職員駐車場の確保についてお答えいたします。

職員駐車場の確保に関しては、令和6年12月のグランドオープンを機に、通勤自動車の距離制限を一時的に廃止しました。職員は敷地内に整備した第1駐車場414台のうち223台分をはじめ、第2、第3駐車場、北駐車場、河川敷駐車場の5か所に各部署の人数や夜勤者の人数に応じて割り振りを行い、運用しております。

その中で、医師、各病棟の看護師、集中治療センター、中央手術室、救急室、診療放射線科は第1駐車場、薬剤部は第3駐車場、臨床検査科は北駐車場といったように、夜勤がある職員、部署は可能な限り建物近くに駐車できるよう配慮し、振り分けを行っております。

また、緊急に呼出しを受けた職員に関しては、地下駐車場への駐車も可能としております。

なお、本年3月末をもって……。

○相田克平議長 当局に申し上げます。代表質問の制限を超えていますので、答弁を終了してください。

○渡邊孝男病院事業管理者 はい。河川敷駐車場の病院関係の使用ができなくなることから、それ以降の駐車場の確保について、関係部署と協議を図りながら検討しているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 以上で市民平和クラブ、18番我妻徳雄議員の代表質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時20分 散 会

